

【表紙】	
【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年2月27日
【計算期間】	第13特定期間 (自 平成20年5月28日 至 平成20年11月27日)
【ファンド名】	毎月分配 ハイクオリティ・ユーロ債券ファンド
【発行者名】	大和住銀投信投資顧問株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 大村 信明
【本店の所在の場所】	東京都千代田区霞が関三丁目2番1号
【事務連絡者氏名】	河本 拓三
【連絡場所】	ディスクロージャー部
【電話番号】	03-6205-0200
【縦覧に供する場所】	該当ありません。

<属性区分表>

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル	あり ()
	年2回	日本	
	年4回	北米	
債券 一般	年6回 (隔月)	欧州	
公債		アジア	
社債	年12回 (毎月)	オセアニア	なし
その他債券		中南米	
クレジット属性 (高格付債)	日々	アフリカ	
不動産投信	その他 ()	中近東 (中東)	
その他資産 ()		エマージング	
資産複合 ()			
資産配分固定型			
資産配分変更型			

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※属性区分表の各項目の定義について

債券 公債…目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。

クレジット属性（高格付債）

…目論見書又は投資信託約款において、高格付債（当ファンドにおいて高格付けとは、シングルA格（A－／A3）相当以上の格付けをいいます。）に投資する旨の記載があるものをいいます。

年12回（毎月）…目論見書又は投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。

欧州…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

為替ヘッジなし…目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp>）をご参照ください。

③ファンドの特色

イ．信用力の高いユーロ通貨建の国債等を主要投資対象とし、アクティブに運用します。

- 信用力の高い国債等を中心に投資を行います。
- 国債以外の公社債（事業債等）への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の30%以内とします。
- 投資する公社債については、取得時において、原則としてシングルA格（A－／A3）相当以上を取得しているものとします。また、ファンド全体の平均格付けは、原則としてダブルA格（AA－／Aa3）相当以上とします。

	スタンダード・アンド・プアーズ(S&P)	ムーディーズ
高い ↑ 信用力 ↓ 低い	投資適格債券 AAA AA A BBB	Aaa Aa A Baa
	投機的格付債券 BB B CCC CC C D	Ba B Caa Ca C

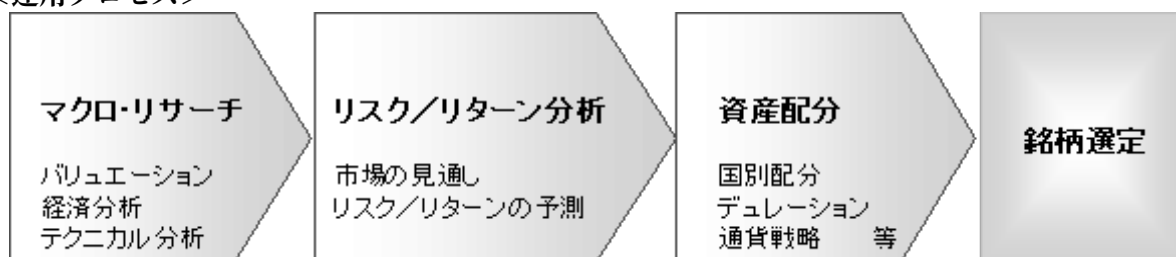
投資対象の範囲

＊格付けとは、債券などの元本および利息が償還まで当初の契約の定め通り返済される確実性の程度を評価したものをいいます。信用度の高い格付けを持つ債券ほど、元本および利息が償還まで当初の契約の定め通り返済される確実性は高くなります。

＊1つの格付内に等級を設けるため、付加的な記号が用いられることがあります。たとえば、BBB格における平均以上あるいは平均以下を表すためにS&P社ではBBB+、BBB－のように、ムーディーズ社ではBaa1、Baa3のように表記しています。

- ファンドの平均デュレーションは、ベンチマークのデュレーションの±2年程度の範囲内とします。
- イールドカーブ（利回り曲線）の動きを予測して、残存期間別構成を決定します。
- 投資対象国の経済、金利動向、為替動向を分析し、最適な国別配分（カントリーアロケーション）を決定します。
- ユーロ通貨以外の通貨建の資産への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の15%以内とします。

<運用プロセス>



ロ．シティグループEMU国債インデックス（円換算）をベンチマークとし、中長期的にベンチマークを上回る投資成果を目指します。

シティグループEMU国債インデックスとは、シティグループ・グローバル・マーケット・インクが開発した債券指数です。同指数に関する著作権等の知的財産権およびその他一切の権利はシティグループ・グローバル・マーケット・インクに帰属します。また、シティグループ・グローバル・マーケット・インクは同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。シティグループEMU国債インデックス（円換算）とは、ユーロ通貨ベースのシティグループEMU国債インデックスを委託会社が円換算したものです。

＜ベンチマーク構成国（2008年12月末現在）＞

アイルランド、イタリア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スペイン、ドイツ、フランス、フィンランド、ベルギー、ポルトガル

（注1）ベンチマーク構成国以外の国の債券へ投資する場合があります。

（注2）ベンチマーク構成国は今後変更になる場合があります。

（ベンチマークのプロファイル：2008年12月末現在）

銘柄数	クーポン	残存年数	最終利回り	デュレーション
236	4.48%	8.54年	3.26%	6.25年

出所）シティグループ・グローバル・マーケット・インク

EMU（Economic and Monetary Union：経済通貨同盟）とは、

EU（欧州連合）加盟国により、単一通貨「Euro：ユーロ」の導入・金融政策の一元化を実施している同盟です。

ハ．外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジは行いません。

ニ．運用の指図にかかる権限をT．ロウ・プライス・グローバル・インベストメント・サービス・リミテッドへ委託します。

＜T．ロウ・プライス・グローバル・インベストメント・サービス・リミテッドの概要＞
同社（所在地：英国ロンドン）は、米国T．ロウ・プライス・グループの運用会社です。同グループの代表的な会社であるT．ロウ・プライス・アソシエイツ・インクは、1937年に設立された会社で、グローバルに資産運用業務を行っております。T．ロウ・プライス・アソシエイツ・インクおよびT．ロウ・プライス・グローバル・インベストメント・サービス・リミテッドの親会社であるT．ロウ・プライス・グループ・インクは、米国の上場会社であり、また、S & P 500インデックスの採用銘柄です。T．ロウ・プライス・グローバル・インベストメント・サービス・リミテッドは、T．ロウ・プライス・グループの運用技術および調査能力を活用することができます。

ホ．毎月の決算日に、原則として収益の分配を目指します。

○決算日は、毎月の27日（休業日の場合は翌営業日）とします。

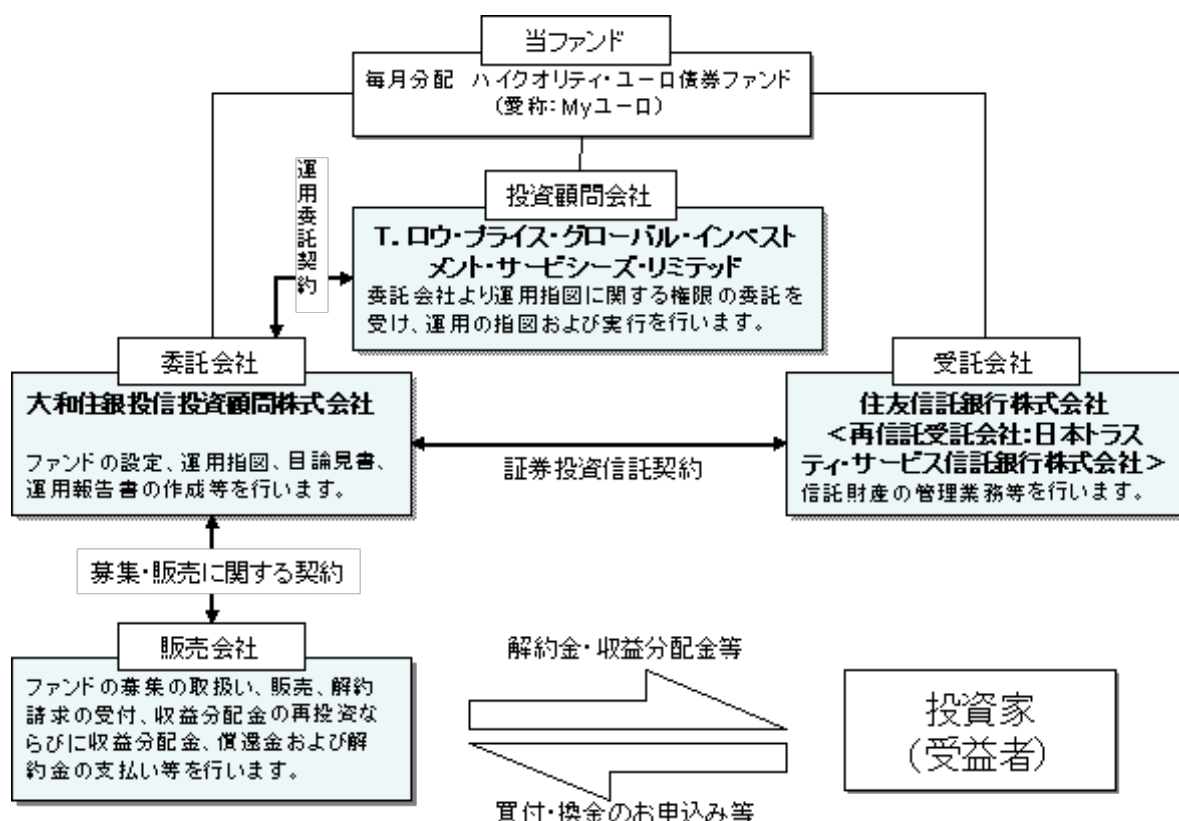
○分配金再投資コースの場合は、税金を差引いた後自動的に無手数料で再投資されます。

○分配対象額が少額な場合等、委託会社の判断で分配を行わないこともあります。

④信託金の限度額

信託金の限度額は、1兆円とします。委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

(2)【ファンドの仕組み】



①委託会社等が関係法人と締結している契約等の概要

関係法人	契約等の概要
受託会社	ファンドの運用方針、投資制限、信託報酬の総額、ファンドの基準価額の算出方法、ファンドの設定・解約等のファンドの運営上必要な事項が規定されている信託契約を締結しています。
販売会社	販売会社に委託するファンドの募集・販売に係る業務の内容、解約に係る事務の内容、およびこれらに関する手続き等について規定した契約を締結しています。
投資顧問会社	当ファンドの運用指図に関する権限等を規定した運用委託契約（投資一任契約）を締結しています。

②委託会社等の概況（平成21年2月27日現在）

- ・名称 大和住銀投信投資顧問株式会社
- ・代表者の役職氏名 代表取締役社長 大村 信明
- ・本店の所在の場所 東京都千代田区霞が関三丁目2番1号
- ・資本金の額 20億円
- ・会社の沿革 昭和48年6月 大和投資顧問株式会社設立
平成11年2月 証券投資信託委託業の認可取得
平成11年4月 住銀投資顧問株式会社及びエス・ビー・アイ・エム投信株式会社と合併し、大和住銀投信投資顧問株式会社へ商号を変更

・大株主の状況

名称	住所	所有株式数 (株)	比率 (%)
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内1-9-1 グラントウキョウ ノースタワー	1,692,500	44.0
株式会社三井住友フィナンシャルグループ	東京都千代田区有楽町1-1-2	1,692,500	44.0
ティー・アール・ピー・エイチ・コーポレーション	アメリカ合衆国21202,メリーランド州ボルチモア イースト プラットストリート100	385,000	10.0

2【投資方針】

(1)【投資方針】

- ①欧州の信用力の高いユーロ通貨建ての国債等を主要投資対象として、アクティブに運用します。
- ②投資する公社債は、原則として取得時において、シングルA格相当以上とします。また、ファンド全体の平均格付けをダブルA格相当以上とします。
- ③シティグループEMU国債インデックス（円換算）をベンチマークとし、中長期的にベンチマークを上回る投資成果を目指します。
- ④外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジは行いません。
- ⑤運用の指図に係る権限をT・ロウ・プライス・グローバル・インベストメント・サービス・リミテッドへ委託します。
- ⑥資金動向、市況動向等によっては、あるいはやむを得ない事情が発生した場合は上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

①投資対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款に定めるものに限りません。）
 - ハ. 金銭債権
 - ニ. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

②運用の指図範囲

委託会社（委託会社から運用の指図に係る権限の委託を受けたものを含みます。以下同じ。）は信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券
 2. 地方債証券
 3. 特別の法律により法人の発行する債券
 4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付社債については、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）に限ります。）
 5. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 6. 転換社債の転換および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権行使により取得した株券
 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
 8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
 9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券又は新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
 10. コマーシャル・ペーパー
 11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。）および新株予約権証券
 12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
 13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 14. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りします。）
 17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
 20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
- なお、6の証券または証書、12ならびに17の証券または証書のうち6の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、1から5までの証券および12ならびに17の証券または証書のうち1から5までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13の証券および14の証券を「投資信託証券」といいます。

③その他の金融商品の運用の指図

委託会社は、信託金を、前記②の有価証券の他、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

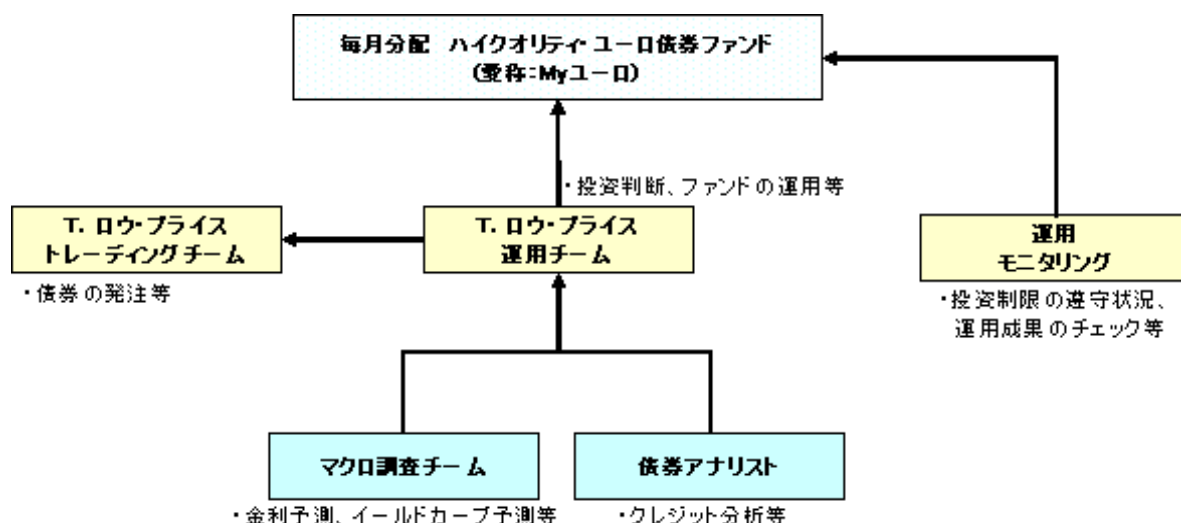
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

また、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記の1から6までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（3）【運用体制】

当ファンドでは、委託会社からファンドの運用の指図に関する権限の委託を受け、T. ロウ・プライス・グローバル・インベストメント・サービシーズ・リミテッドが運用（投資判断、発注等）を行います。委託会社では、当ファンドのモニタリング（投資制限の遵守状況のチェック、運用成果のチェック）等を行います。

当ファンドにおけるT. ロウ・プライス・グローバル・インベストメント・サービシーズ・リミテッドの運用体制は以下の通りです。



※当ファンドの運用モニタリング業務に従事する人員数は、平成20年12月末現在で約10名です。

※運用体制および人員数は、今後変更になる場合があります。

※運用リスク管理体制についての詳細は、後述の「3 投資リスク＜リスクに関する管理体制＞」に記載しております。

（4）【分配方針】

①毎決算時（毎月の27日。ただし、休業日の場合は翌営業日）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

イ. 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収益および売買益（評価損益を含みます。）等の範囲内とします。

ロ. 収益分配金額は、原則として利子収益等を中心に、委託会社が決定します。ただし、分配対

象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。

- ハ、留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

②信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- イ、配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
- ロ、売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下、「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。
- ハ、毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

③収益分配金の支払いは、次の方法により行います。

- イ、収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、信託約款に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。
- ※収益分配金は、原則として決算日から起算して5営業日までに支払います。
- ロ、前項の規定にかかわらず、販売会社との間で締結した累積投資約款に基づく契約により収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社へ交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付けにより増加した受益権は、信託約款の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として信託約款に定める各計算期間終了日（決算日）の基準価額とします。
- ハ、上記イ、に規定する収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

（5）【投資制限】

当ファンドは、委託会社による当ファンドの運用に関して以下のような一定の制限および限度を定めています。

①信託約款に定める投資制限

イ、株式等への投資制限

- （イ）委託会社は、取得時において信託財産に属する株式（転換社債の転換および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権行使により取得したものに限り、）の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- （ロ）委託会社は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

ロ. 投資する株式等の範囲

(イ)委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所[※]に上場（上場予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

※金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じです。

(ロ)前記にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

ハ. 投資信託証券への投資制限

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

ニ. 信用取引の指図範囲

(イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

(ロ)前項の信用取引の指図は、当該売付にかかる建玉の時価総額が、信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(ハ)信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付にかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

ホ. 先物取引等の運用指図

(イ)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。

(ロ)委託会社は、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

(ハ)委託会社は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

ヘ. スワップ取引の運用指図

(イ)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下、「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

- (ロ)スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (ハ)スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (ニ)委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

ト. 金利先渡し取引および為替先渡し取引の運用指図

- (イ)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うことの指図をすることができます。
- (ロ)金利先渡し取引および為替先渡し取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (ハ)金利先渡し取引および為替先渡し取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (ニ)委託会社は、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- (ホ)金利先渡し取引とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- (ヘ)為替先渡し取引とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本項において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本項において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

チ. 同一銘柄の転換社債型新株予約権付社債等への投資制限

委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

リ. 同一銘柄の株式等への投資制限

- (イ)委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

- (ロ)委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

ヌ. 有価証券の貸付の指図および範囲

- (イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。
- (a)株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
- (b)公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- (ロ)前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (ハ)委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

ル. 公社債の空売りの指図

- (イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けるとの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- (ロ)前項の売付の指図は、当該売付にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (ハ)信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

ヲ. 公社債の借入

- (イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認められたときは、担保の提供の指図を行うことができます。
- (ロ)前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (ハ)信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- (ニ)(イ)の借入れにかかる品借料は信託財産から支弁するものとします。

ワ. 外貨建資産への投資制限

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

なお、外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には制約されることがあります。

カ. 外国為替予約の指図および範囲

- (イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約を指図することができます。
- (ロ)(イ)の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指

図については、この限りではありません。

- (ハ)(ロ)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとし、

ヨ. 資金の借入れ

- (イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとし、
- (ロ)一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%の範囲内とします。
- (ハ)収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (ニ)借入金の利息は信託財産中より支弁します。

タ. 受託会社による資金の立替え

- (イ)信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株主割当がある場合で、委託会社の申し出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。
- (ロ)信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- (ハ)(イ)および(ロ)の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

②法令による投資制限

デリバティブ取引等に係る投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産総額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引等（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとし、

3【投資リスク】

<当ファンドの有するリスク>

- ☐当ファンドは、債券など値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。また、外貨建資産は、為替の変動による影響も受けます。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割り込むことがあります。
- ☐信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。
- ☐当ファンドの投資目的は確実に達成されるものではなく、元本および元本からの収益を確保する保証はありません。
- ☐投資家の皆様におかれましては、当ファンドの内容とリスクを十分ご理解のうえお申込みくださいますよう、よろしくお願いいたします。

<当ファンドの主なリスク>

基準価額を変動させる主なリスクは次のとおりです。ただし、以下の説明はすべてのリスクを表したものではありません。

(1)流動性リスク

投資対象となる有価証券等の需給、市場に対する相場見通し、経済・金融情勢等の変化や、当該有価証券等が売買される市場の規模や厚み、市場参加者の差異等は、当該有価証券等の流動性に大きく影響します。当該有価証券等の流動性が低下した場合、売買が実行できなくなったり、不利な条件での売買を強いられることとなったり、デリバティブ等の決済の場合に反対売買が困難になったりする可能性があります。その結果、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

(2)金利変動に伴うリスク

投資対象の債券等は、経済情勢の変化等を受けた金利水準の変動に伴い価格が変動します。通常、金利が低下すると債券価格は上昇し、金利が上昇すると債券価格は下落します。債券価格が下落した場合、ファンドの基準価額も下落するおそれがあります。また、債券の種類や特定の銘柄に関わる格付け等の違い、利払い等の仕組みの違いなどにより、価格の変動度合いが大きくなる場合と小さくなる場合があります。

☐デュレーションについて

金利の変動に伴う債券価格の変動の度合いは、「デュレーション」で表されます。デュレーションとは、投資資金の平均回収期間（年）のことで、債券のクーポンおよび償還金の現在価値を、受け取るまでの期間に応じて加重平均した値です。一般的にデュレーションの値が大きいほど、金利の変動に対する債券価格の変動度合いが大きくなります。

(3)信用リスク

投資対象となる債券等の発行体において、万一、元利金の債務不履行や支払い遅延（デフォルト）が起きると、債券価格は大幅に下落します。この場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。また、格付機関により格下げされた場合は、債券価格が下落し、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

(4)外国証券投資のリスク

＜為替リスク＞

当ファンドは、外貨建資産に投資するため、為替変動のリスクが生じます。また、当ファンドは原則として対円での為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を直接受けます。したがって、円高局面では、その資産価値が大きく減少する可能性があり、この場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

＜カントリーリスク＞

投資対象となる国と地域によっては、政治・経済情勢が不安定になったり、証券取引・外国為替取引等に関する規制が変更されたりする場合があります。さらに、外国政府が資産の没収、国有化、差押えなどを行う可能性もあります。これらの場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

＜主な留意点＞

（１）繰上償還について

当ファンドは、信託財産の純資産総額が30億円を下回ることとなった場合等には、繰上償還されることがあります。

（２）ベンチマークに関する留意点

当ファンドは、シティグループEMU国債インデックス（円換算）をベンチマークとします。当ファンドの投資成果は、ベンチマークを上回る場合がある一方で下回る場合もあります。したがって、当ファンドは、ベンチマークに対して一定の成果をあげることを保証するものではありません。

（３）換金請求の受付に関する留意点

取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、ご換金の受付を中止させていただくことがあります。また、信託財産の資金管理等を円滑に行うため、大口の換金請求には制限を設ける場合があります。

（４）法令・税制・会計等の変更可能性について

法令・税制・会計等は、変更される可能性があります。

（５）その他の留意点

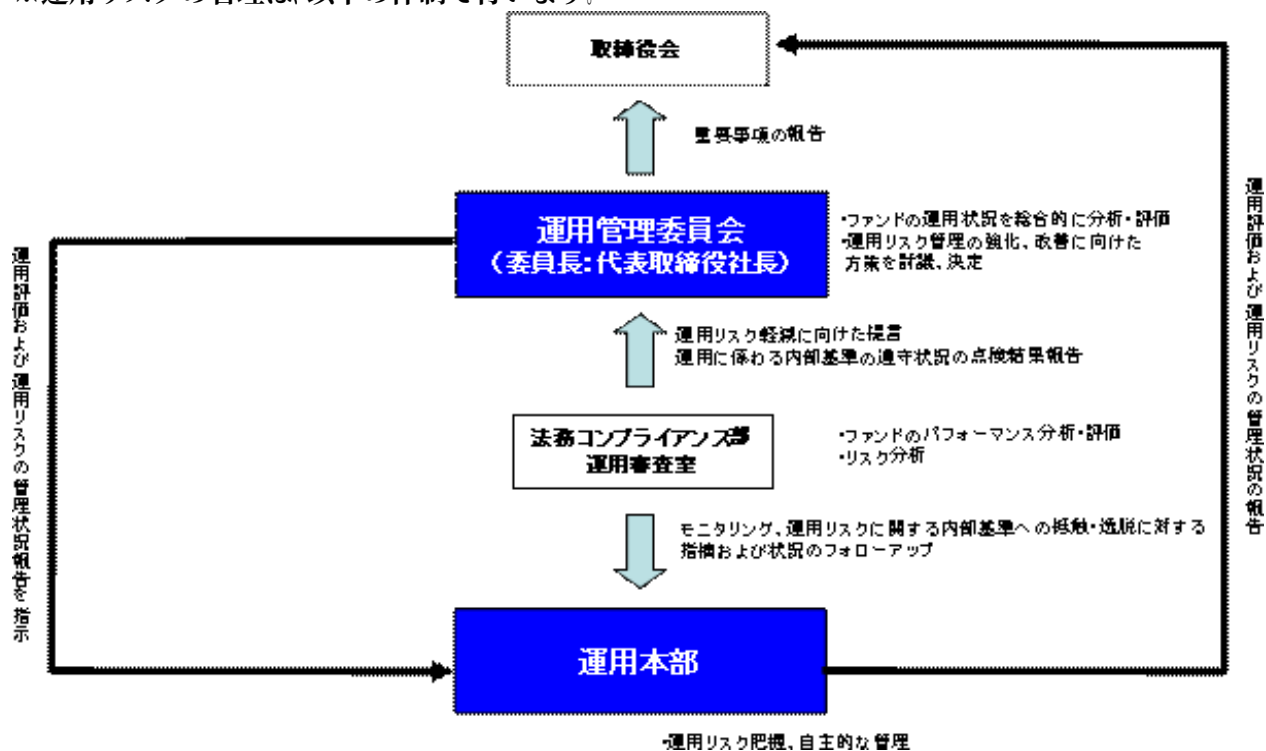
委託会社と投資顧問会社（T. ロウ・プライス・グローバル・インベストメント・サービス・リミテッド）との合意等により、運用指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

<リスクに関する管理体制>

当社のファンドの運用におけるリスク管理については、運用部門から独立した組織体制で行っております。

名称および人員数	内容
◆運用管理委員会 (20名程度)	ファンドの運用状況を総合的に分析・評価するとともに、運用リスク管理の強化・改善に向けた方策を討議・決定します。
◆リスク管理委員会 (20名程度)	運用リスクを除く経営リスクを適時、的確に把握し、適切な具体的措置を講じ、リスクの軽減・管理に努めます。
◆監査部 (6名程度)	取締役会直轄として、各部室の業務が適正な内部管理態勢のもと、法令等に従って行われているかを点検します。
◆コンプライアンス・オフィサー (1名)	コンプライアンスの観点から各部室の指導・監督を行うと同時に、法令等の遵守体制の維持・強化に向けた役職員の啓蒙・教化に努めます。
◆法務コンプライアンス部 (8名程度)	社内規則の制定・改廃の点検を行うほか、インサイダー情報の管理や広報内容のチェック等、法令違反等を未然に防止するために日常的な活動を行います。
◆運用審査室 (3名程度)	ファンドのパフォーマンス分析・評価並びにリスク分析を行い、運用本部に開示すると共に、運用管理委員会を通じて、運用リスクの軽減に向けた提言を行います。
◆売買管理室 (2名程度)	約定内容と取引報告書を照合する等、発注業務の監視及び約定価格の妥当性を点検します。
◆トレーディング部 (20名程度)	有価証券の売買発注は、業務本部に所属するトレーディング部が、最良執行の観点を踏まえて行います。

※運用リスクの管理は、以下の体制で行います。



※リスクに関する管理体制は、今後変更になる場合があります。

4【手数料等及び税金】

□お買付け時、収益分配時、ご換金時等に直接ご負担いただく費用・税金

<個人の受益者の場合>

時期	項目	費用・税金	
お買付け時	申込手数料	お買付金額（基準価額×買付口数）に申込手数料率を乗じて得た額 ※申込手数料率は、2.1%（税抜2.0%）を上限とし、販売会社毎に定めた率とします。 ※詳細については、販売会社にお問い合わせください。	
収益分配時	所得税および 地方税	普通分配金に対し	[平成20年12月31日まで] 10%(所得税7%・地方税3%)
			[平成21年1月1日以降] 20%(所得税15%・地方税5%) (注2)
解約請求時	解約手数料	ありません。	
	信託財産留保額	ありません。	
	所得税および 地方税	解約価額の 個別元本超過額 (注3) に対し	[平成20年12月31日まで] 10%(所得税7%・地方税3%)
		譲渡益 (注4) に対し	[平成21年1月1日以降] 20%(所得税15%・地方税5%) (注5)
償還時	所得税および 地方税	償還価額の 個別元本超過額 (注3) に対し	[平成20年12月31日まで] 10%(所得税7%・地方税3%)
		譲渡益 (注4) に対し	[平成21年1月1日以降] 20%(所得税15%・地方税5%) (注5)

(注1) 申込手数料には、消費税等相当額がかかります。

(注2) 平成21年1月1日から平成22年12月31日までの2年間は、上場株式等の配当等の年間の合計額（年間に支払われた金額が1万円以下の銘柄にかかるものを除きます。）に応じ、以下の取扱いとなります。

・100万円以下の場合：10%（所得税7%および地方税3%）

・100万円を超える場合：100万円以下の部分・・・10%（所得税7%および地方税3%）

100万円を超える部分・・・20%（所得税15%および地方税5%）

(注3) 個別元本とは、追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本（申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）をいいます。

(注4) 譲渡益とは、解約価額および償還価額から取得費（申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額等を含みます。）を控除した利益をいいます。

(注5) 平成21年1月1日から平成22年12月31日までの2年間は、上場株式等の譲渡益等の年間の合計額に応じ、以下の取扱いとなります。

・500万円以下の場合：10%（所得税7%および地方税3%）

・500万円を超える場合：500万円以下の部分・・・10%（所得税7%および地方税3%）

500万円を超える部分・・・20%（所得税15%および地方税5%）

(注 6) 税法等が変更・改正された場合には、上記の内容が変更になることがあります。

<法人の受益者の場合>

時期	項目	費用・税金	
お買付け時	申込手数料	お買付金額（基準価額×買付口数）に申込手数料率を乗じて得た額 ※申込手数料率は、2.1%（税抜2.0%）を上限とし、販売会社毎に定めた率とします。 ※詳細については、販売会社にお問い合わせください。	
収益分配時	所得税および 地方税	普通分配金に対し	[平成21年3月31日まで] 7%(所得税7%)
			[平成21年4月1日以降] 15%(所得税15%)
解約請求時	解約手数料	ありません。	
	信託財産留保額	ありません。	
	所得税および 地方税	解約価額の 個別元本超過額 ^(注2) に対し	[平成21年3月31日まで] 7%(所得税7%) [平成21年4月1日以降] 15%(所得税15%)
償還時	所得税および 地方税	償還価額の 個別元本超過額 ^(注2) に対し	[平成21年3月31日まで] 7%(所得税7%)
			[平成21年4月1日以降] 15%(所得税15%)

(注1) 申込手数料には、消費税等相当額がかかります。

(注2) 個別元本とは、追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本（申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）をいいます。

(注3) 税法等が変更・改正された場合には、上記の内容が変更になることがあります。

□信託財産で間接的にご負担いただく（信託財産が支払う）費用・税金

時期	項目	費用			
毎日	信託報酬	委託会社	販売会社	受託会社	合計
		純資産総額 に対して 年率0.63% (税抜0.60%)	純資産総額 に対して 年率0.63% (税抜0.60%)	純資産総額 に対して 年率0.0525% (税抜0.05%)	純資産総額 に対して 年率1.3125% (税抜1.25%)

(注1) 信託報酬や売買委託手数料等のほか、売買委託手数料等に対する消費税等相当額、外国における資産の保管等に要する費用および当ファンドの財務諸表の監査に要する費用等を信託財産でご負担いただきます。

※有価証券の売買委託手数料、外国における資産の保管等に要する費用などについては、取引または請求のつど、信託財産で負担することになります。これらの費用は、事前に計算できないため、その総額や計算方法等を具体的に記載しておりません。

(注2) 委託会社の信託報酬には、T. ロウ・プライス・グローバル・インベストメン

ト・サービシーズ・リミテッドへの投資顧問報酬（0.348%）が含まれます。

（注3）信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年率0.0105%（税抜0.0100%）以内の率を乗じて得た額とします。また、監査報酬は変更になる場合があります。

（注4）上記の内容は、今後変更になる場合があります。

（1）【申込手数料】

申込手数料は、お買付金額（基準価額×買付口数）に申込手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料率は、2.1%（税抜2.0%）を上限とし、販売会社毎に定めた率とします。

ファンドの申込手数料については、お申込みの各販売会社までお問い合わせください。

※申込手数料には、消費税等相当額がかかります。

※分配金再投資コースにおいて収益分配金を再投資する場合は、手数料はかかりません。

（2）【換金（解約）手数料】

ありません。

（3）【信託報酬等】

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.3125%（税抜1.25%）を乗じて得た金額とし、委託会社と受託会社との間の配分は前述の表のとおりです。

①信託報酬は、原則として、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。

②信託報酬にかかる消費税等相当額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します（税額は、税法改正時には変更となります。）。

③信託報酬の販売会社への配分は、販売会社の行う業務に対する代行手数料であり、委託会社が一旦信託財産から収受した後、取扱残高に応じて支払います。委託会社は、信託報酬を収受したときは、販売会社に対して代行手数料を遅滞なく支払うものとします。なお、販売会社への配分には、消費税等相当額がかかります。

④委託会社の報酬には、T. ロウ・プライス・グローバル・インベストメント・サービシーズ・リミテッドへの投資顧問報酬が含まれます。なお、投資顧問報酬の額は、信託財産の純資産総額に年率0.348%を乗じて得た金額とし、委託会社が報酬を受取った後、当該報酬から支弁するものとします。

（4）【その他の手数料等】

①組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料に対する消費税等相当額および先物取引・オプション取引・コール取引等に要する費用および外国における資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担します。信託財産の証券取引等に伴う手数料や税金は信託財産が負担しますが、売買委託手数料等の証券取引に伴う手数料等は国や市場によって異なります。また、売買金額によっても異なります。

②信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸経費、受託会社の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ③信託財産の財務諸表の監査費用等は、委託会社が金額をあらかじめ合理的に見積もったうえ、実際の費用額を上限として定率または定額にて日々計算し、各特定期末または信託終了時に信託財産中から支弁します。また、委託会社は信託財産の規模等を考慮してその率または金額を変更することができます。

（５）【課税上の取扱い】

受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。なお、税法等が改正された場合は、以下の内容が変更になることがあります。

＜個別元本について＞

①追加型株式投資信託を保有する受益者毎の取得元本（申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が個別元本にあたります。

②受益者が同一ファンドを複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

③同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については各販売会社毎に、個別元本の算出が行われる場合があります。また、同一販売会社毎であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店毎に、「分配金支払いコース」と「分配金再投資コース」の両コースで取得する場合にはコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

④受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります（「特別分配金」については、下記の＜収益分配金の課税について＞を参照）。

＜解約時および償還時の課税について＞

解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

※平成21年1月1日以降は、上場株式等の譲渡益の課税と同様の扱いとなり、解約価額および償還価額から取得費（申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額等を含みます。）を控除した利益が課税対象となります。

＜収益分配金の課税について＞

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区別があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が個別元本を下回っている場合は、その下回る部分の額が特別分配金、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

◇個人、法人別の課税の取扱いについて

期中の収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみで、特別分配金は課税されません。

①個人の受益者に対する課税

《平成20年12月31日まで》

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、10%（所得税7%および地方税3%）の軽減税率による源泉徴収が行われます。なお、確定申告を行い、総合課税を選択することもできます。

解約金および償還金の損失については、確定申告により、株式の売買益との通算が可能となります。

《平成21年1月1日から平成22年12月31日まで》

上記の軽減税率は廃止され、原則として20%（所得税15%および地方税5%）の税率による申告分離課税となります。

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、特例措置として、上場株式等の配当等の年間の合計額（年間に支払われた金額が1万円以下の銘柄に係るものを除く。）により以下の取扱いとなります。

100万円以下の場合、10%（所得税7%および地方税3%）の税率での源泉徴収が行われます。

100万円を超える場合、金額に応じて下記の税率が適用され確定申告が必要となります。

100万円以下の部分は、10%（所得税7%および地方税3%）

100万円を超える部分は、20%（所得税15%および地方税5%）

解約価額および償還価額から取得費（申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額等を含みます。）を控除した利益については、特例措置として、上場株式等に係る譲渡所得等の年間の合計額により以下の取扱いとなります。

500万円以下の場合、源泉徴収選択口座では10%（所得税7%および地方税3%）の税率が適用されます。

500万円を超える場合、金額に応じて下記の税率が適用され確定申告が必要となります。

500万円以下の部分は、10%（所得税7%および地方税3%）

500万円を超える部分は、20%（所得税15%および地方税5%）

《平成23年1月1日以降》

課税扱いとなる普通分配金に対する課税は、配当所得として20%（所得税15%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われます。なお、確定申告による総合課税を選択することもできます。

解約価額および償還価額から取得費（申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額等を含みます。）を控除した利益については、譲渡所得として20%（所得税15%および地方税5%）の税率による申告分離課税が行われます。ただし、源泉徴収選択口座では、原則として確定申告は不要です。

②法人の受益者に対する課税

《平成21年3月31日まで》

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、7%（所得税7%）の税率による源泉徴収が行われます。

《平成21年4月1日以降》

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過

額については、15%（所得税15%）の税率による源泉徴収が行われます。

＊上記の内容は、税法等が変更・改正された場合には、変更になることがあります。

＊収益分配金に対する配当控除および益金不算入制度の適用につきましては、販売会社にお問い合わせください。

＊源泉徴収選択口座（特定口座）の取扱いにつきましては、販売会社にお問い合わせください。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

(平成20年12月末日現在)

毎月分配 ハイクオリティ・ユーロ債券ファンド

投資資産の種類	国・地域名	時価合計（円）	投資比率
国債証券	イタリア	669,494,116	21.70%
	フランス	633,167,906	20.52%
	ドイツ	496,434,729	16.09%
	ベルギー	201,685,601	6.54%
	スペイン	191,645,864	6.21%
	オーストリア	188,934,961	6.12%
	オランダ	157,205,449	5.09%
	ギリシャ	152,558,198	4.94%
	ハンガリー	27,554,553	0.89%
特殊債券	オーストリア	17,125,526	0.56%
社債券	アメリカ	89,334,813	2.90%
	イギリス	48,126,875	1.56%
	オランダ	34,417,529	1.12%
	イタリア	17,830,586	0.58%
	カナダ	12,896,448	0.42%
	スウェーデン	12,789,921	0.41%
	フランス	6,837,542	0.22%
	ノルウェー	6,432,869	0.21%
	アイルランド	6,380,085	0.21%
	チェコ	6,355,453	0.21%
	スペイン	6,239,329	0.20%
	オーストラリア	5,947,580	0.19%
	ケイマン諸島	4,949,812	0.16%
	ドイツ	2,303,280	0.07%
純資産総額		3,085,653,694	—

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

(平成20年12月末日現在)

イ. 主要銘柄の明細

毎月分配 ハイクオリティ・ユーロ債券ファンド

	銘柄名 国・地域	種類 業種	株数、口数 又は額面金額	簿価単価(円) 簿価(円)	評価単価(円) 時価(円)	利率(%) 償還期限	投資 比率
1	BUONI POLIENNALI DEL TES イタリア	国債証券 －	1,506,000	13,039.12 196,369,207	13,179.88 198,488,992	4.2500 2014/08/01	6.43%
2	BUONI POLIENNALI DEL TES イタリア	国債証券 －	1,177,000	14,079.43 165,714,994	14,113.98 166,121,638	6.0000 2031/05/01	5.38%
3	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND ドイツ	国債証券 －	1,080,000	13,585.51 146,723,542	13,636.69 147,276,329	3.7500 2017/01/04	4.77%
4	BELGIUM KINGDOM ベルギー	国債証券 －	1,040,000	13,538.16 140,796,947	13,631.57 141,768,419	5.0000 2012/09/28	4.59%
5	FRANCE O.A.T. フランス	国債証券 －	935,000	13,384.61 125,146,159	13,507.45 126,294,728	4.0000 2014/10/25	4.09%
6	REPUBLIC OF AUSTRIA オーストリア	国債証券 －	867,000	13,485.96 116,923,275	13,497.98 117,027,560	5.2500 2011/01/04	3.79%
7	BUONI POLIENNALI DEL TES イタリア	国債証券 －	818,000	13,371.82 109,381,487	13,365.42 109,329,151	5.5000 2010/11/01	3.54%
8	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO スペイン	国債証券 －	800,000	13,602.91 108,823,326	13,615.71 108,925,694	5.4000 2011/07/30	3.53%
9	FRANCE O.A.T. フランス	国債証券 －	742,000	14,222.75 105,532,834	14,399.33 106,843,093	5.0000 2016/10/25	3.46%
10	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND ドイツ	国債証券 －	750,000	13,622.62 102,169,662	13,657.17 102,428,781	3.7500 2015/01/04	3.32%
11	FRENCH TREASURY NOTE フランス	国債証券 －	775,000	13,173.35 102,093,493	13,196.77 102,274,973	3.5000 2011/07/12	3.31%
12	FRANCE O.A.T. フランス	国債証券 －	576,000	16,407.54 94,507,447	16,478.30 94,915,036	5.7500 2032/10/25	3.08%
13	FRANCE O.A.T. フランス	国債証券 －	690,000	13,603.42 93,863,650	13,603.42 93,863,650	4.7500 2012/10/25	3.04%
14	BUONI POLIENNALI DEL TES イタリア	国債証券 －	572,000	13,806.88 78,975,376	13,794.08 78,902,183	5.2500 2017/08/01	2.56%
15	FRANCE O.A.T. フランス	国債証券 －	451,000	16,347.65 73,727,936	16,391.03 73,923,573	6.0000 2025/10/25	2.40%
16	NETHERLANDS GOVERNMENT オランダ	国債証券 －	515,000	13,755.70 70,841,855	13,835.03 71,250,431	4.5000 2017/07/15	2.31%
17	HELLENIC REPUBLIC ギリシャ	国債証券 －	527,000	13,020.95 68,620,425	13,064.71 68,851,053	5.2500 2012/05/18	2.23%
18	BUONI POLIENNALI DEL TES イタリア	国債証券 －	501,000	13,320.63 66,736,386	13,341.10 66,838,959	5.0000 2012/02/01	2.17%
19	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND ドイツ	国債証券 －	350,000	15,948.93 55,821,270	15,933.57 55,767,527	5.5000 2031/01/04	1.81%
20	HELLENIC REPUBLIC ギリシャ	国債証券 －	390,000	14,156.21 55,209,237	14,192.68 55,351,465	6.5000 2019/10/22	1.79%
21	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO スペイン	国債証券 －	345,000	15,472.02 53,378,494	15,601.26 53,824,371	5.7500 2032/07/30	1.74%
22	BUONI POLIENNALI DEL TES イタリア	国債証券 －	456,000	10,886.83 49,643,975	10,923.94 49,813,190	4.0000 2037/02/01	1.61%
23	NETHERLANDS GOVERNMENT オランダ	国債証券 －	360,000	13,691.72 49,290,192	13,768.49 49,566,585	5.0000 2012/07/15	1.61%
24	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND ドイツ	国債証券 －	355,000	13,777.45 48,909,958	13,873.42 49,250,652	4.0000 2037/01/04	1.60%
25	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND ドイツ	国債証券 －	330,000	14,835.68 48,957,751	14,856.15 49,025,314	4.7500 2034/07/04	1.59%
26	BUNDESobligation ドイツ	国債証券 －	354,000	13,387.17 47,390,600	13,398.05 47,429,103	3.5000 2013/04/12	1.54%
27	BELGIUM KINGDOM ベルギー	国債証券 －	306,000	12,744.81 38,999,136	12,744.81 38,999,136	4.0000 2018/03/28	1.26%
28	NETHERLANDS GOVERNMENT オランダ	国債証券 －	235,000	15,559.93 36,565,849	15,484.43 36,388,433	5.5000 2028/01/15	1.18%
29	REPUBLIC OF AUSTRIA オーストリア	国債証券 －	265,000	13,670.35 36,226,429	13,705.02 36,318,323	4.6500 2018/01/15	1.18%
30	REPUBLIC OF AUSTRIA オーストリア	国債証券 －	218,000	16,258.98 35,444,579	16,325.26 35,589,077	6.2500 2027/07/15	1.15%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

毎月分配 ハイクオリティ・ユーロ債券ファンド

種類別	投資比率
国債証券	88.11%
社債券	8.45%
特殊債券	0.56%
合計	97.12%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

毎月分配 ハイクオリティ・ユーロ債券ファンド
該当事項はありません。

②【投資不動産物件】

(平成20年12月末日現在)

毎月分配 ハイクオリティ・ユーロ債券ファンド

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

(平成20年12月末日現在)

毎月分配 ハイクオリティ・ユーロ債券ファンド

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

毎月分配 ハイコオリティ・ユーロ債券ファンド

	純資産総額（百万円）		1口当りの純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
設定時 （平成14年6月7日）	12,967	—	1.0000	—
第1特定期間末 （平成14年11月27日）	10,944	11,126	1.0686	1.0836
第2特定期間末 （平成15年5月27日）	6,875	7,037	1.2778	1.3003
第3特定期間末 （平成15年11月27日）	4,671	4,805	1.1398	1.1698
第4特定期間末 （平成16年5月27日）	4,264	4,377	1.1804	1.2104
第5特定期間末 （平成16年11月29日）	4,293	4,400	1.2114	1.2414
第6特定期間末 （平成17年5月27日）	4,073	4,177	1.2124	1.2424
第7特定期間末 （平成17年11月28日）	3,803	3,899	1.2288	1.2588
第8特定期間末 （平成18年5月29日）	3,433	3,521	1.2042	1.2342
第9特定期間末 （平成18年11月27日）	3,629	3,715	1.2778	1.3078
第10特定期間末 （平成19年5月28日）	4,181	4,272	1.3129	1.3429
第11特定期間末 （平成19年11月27日）	4,133	4,229	1.2830	1.3130
平成20年1月末日	4,087	—	1.2670	—
平成20年2月末日	4,117	—	1.2751	—
平成20年3月末日	4,574	—	1.2582	—
平成20年4月末日	4,635	—	1.2778	—
第12特定期間末 （平成20年5月27日）	4,634	4,736	1.2763	1.3063
平成20年5月末日	4,632	—	1.2725	—
平成20年6月末日	4,776	—	1.2915	—
平成20年7月末日	4,872	—	1.3037	—
平成20年8月末日	4,355	—	1.2576	—
平成20年9月末日	3,990	—	1.1602	—
平成20年10月末日	3,223	—	0.9875	—
第13特定期間末 （平成20年11月27日）	3,186	3,290	0.9836	1.0136
平成20年11月末日	3,198	—	0.9857	—
平成20年12月末日	3,085	—	1.0336	—

（注）純資産総額は百万円未満切捨てで表記しております。

②【分配の推移】

毎月分配 ハイクオリティ・ユーロ債券ファンド

期間	1口当りの分配金（円）
第1特定期間（平成14年6月7日～平成14年11月27日）	0.0150
第2特定期間（平成14年11月28日～平成15年5月27日）	0.0225
第3特定期間（平成15年5月28日～平成15年11月27日）	0.0300
第4特定期間（平成15年11月28日～平成16年5月27日）	0.0300
第5特定期間（平成16年5月28日～平成16年11月29日）	0.0300
第6特定期間（平成16年11月30日～平成17年5月27日）	0.0300
第7特定期間（平成17年5月28日～平成17年11月28日）	0.0300
第8特定期間（平成17年11月29日～平成18年5月29日）	0.0300
第9特定期間（平成18年5月30日～平成18年11月27日）	0.0300
第10特定期間（平成18年11月28日～平成19年5月28日）	0.0300
第11特定期間（平成19年5月29日～平成19年11月27日）	0.0300
第12特定期間（平成19年11月28日～平成20年5月27日）	0.0300
第13特定期間（平成20年5月28日～平成20年11月27日）	0.0300

③【収益率の推移】

毎月分配 ハイクオリティ・ユーロ債券ファンド

期間	収益率
第1特定期間（平成14年6月7日～平成14年11月27日）	8.4%
第2特定期間（平成14年11月28日～平成15年5月27日）	21.7%
第3特定期間（平成15年5月28日～平成15年11月27日）	△8.5%
第4特定期間（平成15年11月28日～平成16年5月27日）	6.2%
第5特定期間（平成16年5月28日～平成16年11月29日）	5.2%
第6特定期間（平成16年11月30日～平成17年5月27日）	2.6%
第7特定期間（平成17年5月28日～平成17年11月28日）	3.8%
第8特定期間（平成17年11月29日～平成18年5月29日）	0.4%
第9特定期間（平成18年5月30日～平成18年11月27日）	8.6%
第10特定期間（平成18年11月28日～平成19年5月28日）	5.1%
第11特定期間（平成19年5月29日～平成19年11月27日）	0.0%
第12特定期間（平成19年11月28日～平成20年5月27日）	1.8%
第13特定期間（平成20年5月28日～平成20年11月27日）	△20.6%

（注）収益率＝（当特定期末分配付基準価額－前特定期末分配落基準価額）÷前特定期末分配落基準価額×100

第二部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

平成14年6月7日 信託契約締結
平成14年6月7日 当ファンドの設定・運用開始
平成19年1月4日 投資信託振替制度へ移行

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

- (1) 当ファンドの取得申込者は、販売会社において、申込期間における毎営業日にお申込みいただけます。ただし、英国証券取引所またはロンドンの銀行の休業日と同日の場合には、取得のお申込みを受付けないものとします。お申込みの受付は原則として午後3時（年末年始などわが国の取引所の半休日の場合の受付は午前11時）までとします。これらの受付時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日以降で、英国証券取引所またはロンドンの銀行の休業日と同日でない最も近い営業日の取扱いとします。
- (2) 申込価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします（当初1口＝1円）。お申込みには申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額を要します。また、当ファンドの申込単位は、販売会社毎に定めた単位とします。
- (3) 当ファンドの取得申込者は、販売会社において、取引口座を開設のうえ、取得のお申込みを行うものとします。お申込みの方法には、収益の分配がなされた場合に分配金を受取ることができる「分配金支払いコース」と、税引後の分配金を自動的に無手数料で再投資する「分配金再投資コース」があり、「分配金再投資コース」を取得申込者が選択した場合には、取得申込者は販売会社との間で累積投資約款に従って分配金再投資に関する契約を締結します。ただし、販売会社によってはどちらか一方のコースのみの取扱いの場合があります。
※販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。
- (4) 定時定額で購入する「定時定額購入サービス」（販売会社によっては、名称が異なる場合があります。）を利用する場合は、販売会社との間で「定時定額購入サービス」に関する契約を締結します。詳細については、販売会社にお問い合わせください。
- （注） 当ファンドの取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

2【換金（解約）手続等】

受益者は、販売会社に対して毎営業日に解約請求をすることができます。ただし、英国証券取引所またはロンドンの銀行の休業日と同日の場合は、解約請求を受付けないものとします。解約の受付は原則として午後3時（年末年始などわが国の取引所の半休日の場合は午前11時）までとします。これらの受付時間を過ぎてからの解約請求は翌営業日以降で、英国証券取引所またはロンドンの銀行の休業日と同日でない最も近い営業日の取扱いとします。

委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することがあります。その場合、受益者は解約の受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、解約の受付の中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にその請求を受付けたものとして取扱うこととします。また、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求には制限を設ける場合があります。

<解約請求による換金手続き>

□解約価額：当該請求受付日の翌営業日の基準価額です。

（解約価額については、お申込みの各販売会社までお問い合わせください。）

□解約単位：販売会社毎に定めた単位とします。

（解約単位については、お申込みの各販売会社までお問い合わせください。）

□お受取代金：〔個人の受益者〕

解約価額に解約口数を乗じて得た額から、解約価額の個別元本超過額に解約口数を乗じて得た額の10%（所得税7%および地方税3%）^{（注1）}を差し引いた額となります。

〔法人の受益者〕

解約価額に解約口数を乗じて得た額から、解約価額の個別元本超過額に解約口数を乗じて得た額の7%（所得税7%）^{（注2）}を差し引いた額となります。

□解約代金の支払い：原則として解約請求を受付けた日から起算して5営業日目から販売会社の申込場所で支払われます。

□解約にかかる手数料：ありません。

（注1）平成21年1月1日からは、譲渡益[※]に解約口数を乗じて得た額の20%（所得税15%および地方税5%）となります。また、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの2年間は、特例措置があります。

※解約価額から取得費（申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額等を含みます。）を控除した利益をいいます。

（注2）平成21年4月1日から、15%（所得税15%）となります。

（注）当ファンドの換金請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

換金請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

受益証券をお手許で保有されている方は、換金のお申込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

- ①基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。外国為替予約の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

＜主要投資対象の評価方法＞

有価証券等	評価方法
公社債等	原則として、基準価額計算日[※]における以下のいずれかの価額で評価します。 ・日本証券業協会発表の店頭売買参考統計値（平均値） ・金融商品取引業者等の提示する価額 ・価格情報会社の提供する価額 ※残存期間が1年以内の公社債については、一部減価償却法により評価することができます。 ※外国で取引される資産については、原則として基準価額計算日の前日とします。

- ②基準価額は、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示されます。原則として委託会社の各営業日に計算され、翌日の日本経済新聞に掲載されます。また、お申込みの各販売会社または下記の照会先まで問い合わせることにより知ることができます。

大和住銀投信投資顧問株式会社

＜インターネットホームページ＞<http://www.daiwasbi.co.jp>

＜お電話によるお問い合わせ先＞受付窓口：（電話番号）0120-286104

受付時間：午前9時から午後5時まで（土、日、祝日除く。）

（2）【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

（3）【信託期間】

当ファンドの信託の期間は、信託契約締結日（平成14年6月7日）から平成24年6月27日まで（約10年）とします。

なお、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と協議の上、信託期間を延長することができます。

ただし、信託期間の終了前に信託財産の純資産総額が30億円を下回ることとなった場合、あるいは信託期間終了前にこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、信託契約の解約の規定にしたがい、信託契約を解約し、この信託を終了させることができます（後記「（5）その他 ①信託契約の解約」をご参照ください。）。

（4）【計算期間】

当ファンドの計算期間は、原則として毎月28日から翌月27日までとします。前記にかかわらず各計算期間終了日に該当する日（以下、「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は信託期間の終了日とします。

（注）計算期間終了日を「決算日」ということがあります。

（5）【その他】

①信託契約の解約

イ. 委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、信託財産の純資産総額が30億円を下回ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、あらかじめ、監督官庁に届け出ることにより、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

ロ. 委託会社は、信託期間終了前にこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託

契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁へ届け出ます。

- ハ、信託契約を解約し信託を終了させる場合、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつその旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- ニ、前ハ、の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は、1月を下らないものとします。また、信託契約の解約を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、法令に基づき、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。
- ホ、前ニ、の一定の期間内に異議を申し出た受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるとときは、前イ、および前ロ、の信託契約の解約をしません。
- ヘ、委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ト、前ニ、から前ヘ、までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前ニ、の一定の期間が1月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- チ、信託契約の解約時の償還価額は、信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額となります。償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から受益証券と引換えに当該受益者に支払います。受益者が償還金の支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、時効によりその権利を失います。

②信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。また、委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、信託約款の変更の規定にしたがいます。

③委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し信託を終了させるものとします。

ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、当該約款変更について異議を申し出た受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超える場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

④受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の変更の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

⑤信託約款の変更

- イ. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更できるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。委託会社は、信託約款の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、当ファンドの信託約款にかかる知られたる受益者に対してこれらの事項を記載した書面を交付します。ただし、当ファンドの信託約款にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- ロ. 前イ. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は、1月を下らないものとします。また、信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、法令に基づき、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。
- ハ. 前ロ. の一定の期間内に異議を申し出た受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、前イ. の信託約款の変更をしません。
- ニ. 委託会社は、この信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑥公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑦反対者の買取請求権

信託契約の解約または信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、法令に基づき、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

⑧運用にかかる報告等開示方法

委託会社は、特定期末（毎年5月、11月に属する計算期末）から3ヵ月以内に有価証券報告書を提出します。また、委託会社は特定期末に運用報告書を作成し、販売会社を通じて受益者へ交付します。

（注）計算期間終了日を「決算日」ということがあります。

⑨委託会社と関係法人との契約の変更

イ. 募集・販売契約

委託会社と販売会社との間の募集・販売の取扱い等に関する契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、1年毎に自動的に更新されます。募集・販売の取扱い等に関する契約は、当事者間の合意により変更することができます。なお、販売会社に異動があれば、委託会社は有価証券届出書の訂正届出書を提出します。

ロ. 運用委託契約

委託会社とT. ロウ・プライス・グローバル・インベストメント・サービシーズ・リミテッドとの間の投資顧問契約には期限の定めがありません。運用委託契約は、当事者間の合意により変更することができます。なお、当ファンドの投資顧問会社に異動があれば、委託会社は、有価証券届出書の訂正届出書を提出します。

2【受益者の権利等】

当ファンドの受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。受益者の有する主な権利は次のとおりです。なお、信託約款には受益者集会に関する規定はありません。また、ファンド資産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

(1)収益分配金に対する請求権

受益者は、収益分配金を持分に応じて委託会社に請求する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から保有口数に応じて、販売会社を通じて決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払われます。なお、信託約款に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

上記にかかわらず、販売会社との間で締結した累積投資約款に基づく契約により収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託会社は毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金を販売会社に交付します。この場合、販売会社は受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付けにより増加した受益権は、信託約款の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金の請求権は、支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(2)償還金に対する請求権

受益者は、償還金を持分に応じて委託会社に請求する権利を有します。

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から受益者に支払われます。償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

償還金の請求権は、支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(3)受益権の換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、解約の実行を販売会社を通じて委託会社に請求する権利を有しています。権利行使の方法等については、前述の「換金（解約）手続等」をご参照ください。

(4)帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。

(5)反対者の買取請求権

信託契約の解約または信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、法令に基づき、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

第4【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載されている金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前特定期間（平成19年11月28日から平成20年5月27日まで）及び当特定期間（平成20年5月28日から平成20年11月27日まで）の財務諸表について、あずさ監査法人による監査を受けております。

1 【財務諸表】

毎月分配 ハイクオリティ・ユーロ債券ファンド

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	前 期 平成20年5月27日現在	当 期 平成20年11月27日現在
資産の部		
流動資産		
預金	107,335,861	25,638,549
コール・ローン	29,517,224	11,654,956
国債証券	4,170,023,857	2,899,132,225
特殊債券	—	16,277,949
社債券	261,383,969	199,219,051
派生商品評価勘定	3,347,467	1,613,999
未収入金	—	10,135,106
未収利息	69,348,551	45,707,760
前払費用	25,516,225	12,539,477
その他未収収益	2,690,419	1,563,130
流動資産合計	4,669,163,573	3,223,482,202
資産合計	4,669,163,573	3,223,482,202
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	11,069,905	3,501,726
未払金	—	12,245,830
未払収益分配金	18,154,790	16,198,984
未払解約金	840,850	1,253,800
未払受託者報酬	193,472	140,523
未払委託者報酬	4,643,511	3,372,860
その他未払費用	225,042	221,246
流動負債合計	35,127,570	36,934,969
負債合計	35,127,570	36,934,969
純資産の部		
元本等		
元本	3,630,958,156	3,239,796,944
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	1,003,077,847	△53,249,711
（分配準備積立金）	602,084,138	463,943,670
元本等合計	4,634,036,003	3,186,547,233
純資産合計	4,634,036,003	3,186,547,233
負債純資産合計	4,669,163,573	3,223,482,202

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前 期 自 平成19年11月28日 至 平成20年5月27日	当 期 自 平成20年5月28日 至 平成20年11月27日
営業収益		
受取利息	100,835,088	98,878,035
有価証券売買等損益	△107,064,220	102,249,058
為替差損益	125,314,231	△1,064,652,787
その他収益	1,253,830	1,317,198
営業収益合計	120,338,929	△862,208,496
営業費用		
受託者報酬	1,125,608	1,106,628
委託者報酬	27,015,429	26,560,500
その他費用	2,094,000	1,623,410
営業費用合計	30,235,037	29,290,538
営業利益又は営業損失（△）	90,103,892	△891,499,034
経常利益又は経常損失（△）	90,103,892	△891,499,034
当期純利益又は当期純損失（△）	90,103,892	△891,499,034
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△380,999	△30,249,304
期首剰余金又は期首欠損金（△）	911,853,989	1,003,077,847
剰余金増加額又は欠損金減少額	155,008,993	78,065,338
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	155,008,993	78,065,338
剰余金減少額又は欠損金増加額	51,394,993	168,915,192
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	51,394,993	168,915,192
分配金	102,875,033	104,227,974
期末剰余金又は期末欠損金（△）	1,003,077,847	△53,249,711

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	前期	当期
	自 平成19年11月28日 至 平成20年5月27日	自 平成20年5月28日 至 平成20年11月27日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券及び社債券 個別法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は採用しない）又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 また、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。	国債証券、特殊債券及び社債券 同左
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	個別法に基づき原則として時価で評価しております。	同左
3. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益及び為替予約取引による為替差損益 約定日基準で計上しております。	有価証券売買等損益及び為替予約取引による為替差損益 同左
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。	外貨建資産等の会計処理 同左

(貸借対照表に関する注記)

項目	前期	当期
	平成20年5月27日現在	平成20年11月27日現在
1. 元本状況 期首元本額 期中追加設定元本額 期中一部解約元本額	3,221,703,167円 590,649,430円 181,394,441円	3,630,958,156円 352,886,995円 744,048,207円
2. 受益権の総数	3,630,958,156口	3,239,796,944口
3. 元本の欠損	—	53,249,711円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期	当期
自 平成19年11月28日 至 平成20年5月27日	自 平成20年5月28日 至 平成20年11月27日
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 7,466,084円	1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 7,321,872円
2. 分配金の計算過程	2. 分配金の計算過程

第66期計算期間末（平成19年12月27日）に、信託約款に基づき計算した1,088,603,091円（1万口当たり3,377.91円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い16,113,558円（1万口当たり50円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	15,577,185円
有価証券売買等損益 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	0円
収益調整金	425,852,953円
分配準備積立金	647,172,953円
分配可能額	1,088,603,091円
（1万口当たり分配可能額）	（3,377.91円）
収益分配金	16,113,558円
（1万口当たり収益分配金）	（50円）

第67期計算期間末（平成20年1月28日）に、信託約款に基づき計算した1,087,365,186円（1万口当たり3,363.05円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い16,166,358円（1万口当たり50円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	11,263,879円
有価証券売買等損益	0円
収益調整金	439,190,234円
分配準備積立金	636,911,073円
分配可能額	1,087,365,186円
（1万口当たり分配可能額）	（3,363.05円）
収益分配金	16,166,358円
（1万口当たり収益分配金）	（50円）

第68期計算期間末（平成20年2月27日）に、信託約款に基づき計算した1,086,037,877円（1万口当たり3,360.97円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い16,156,596円（1万口当たり50円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	15,402,107円
有価証券売買等損益 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	0円
収益調整金	446,035,312円
分配準備積立金	624,600,458円
分配可能額	1,086,037,877円
（1万口当たり分配可能額）	（3,360.97円）
収益分配金	16,156,596円
（1万口当たり収益分配金）	（50円）

第69期計算期間末（平成20年3月27日）に、信託約款に基づき計算した1,214,356,461円（1万口当たり3,344.38円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い18,155,181円（1万口当たり50円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	10,776,288円
有価証券売買等損益	0円
収益調整金	584,186,902円
分配準備積立金	619,393,271円
分配可能額	1,214,356,461円
（1万口当たり分配可能額）	（3,344.38円）
収益分配金	18,155,181円
（1万口当たり収益分配金）	（50円）

第70期計算期間末（平成20年4月28日）に、信託約款に基づき計算した1,213,338,164円（1万口当たり3,346.48円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い18,128,550円（1万口当たり50円）を分配しております。

第72期計算期間末（平成20年6月27日）に、信託約款に基づき計算した1,230,192,747円（1万口当たり3,333.50円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い18,451,948円（1万口当たり50円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	18,689,620円
有価証券売買等損益 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	0円
収益調整金	612,722,421円
分配準備積立金	598,780,706円
分配可能額	1,230,192,747円
（1万口当たり分配可能額）	（3,333.50円）
収益分配金	18,451,948円
（1万口当たり収益分配金）	（50円）

第73期計算期間末（平成20年7月28日）に、信託約款に基づき計算した1,241,481,858円（1万口当たり3,331.45円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い18,632,748円（1万口当たり50円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	17,732,515円
有価証券売買等損益 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	0円
収益調整金	629,275,187円
分配準備積立金	594,474,156円
分配可能額	1,241,481,858円
（1万口当たり分配可能額）	（3,331.45円）
収益分配金	18,632,748円
（1万口当たり収益分配金）	（50円）

第74期計算期間末（平成20年8月27日）に、信託約款に基づき計算した1,147,928,476円（1万口当たり3,317.48円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い17,301,200円（1万口当たり50円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	12,393,129円
有価証券売買等損益	0円
収益調整金	593,803,239円
分配準備積立金	541,732,108円
分配可能額	1,147,928,476円
（1万口当たり分配可能額）	（3,317.48円）
収益分配金	17,301,200円
（1万口当たり収益分配金）	（50円）

第75期計算期間末（平成20年9月29日）に、信託約款に基づき計算した1,135,509,229円（1万口当たり3,304.28円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い17,182,420円（1万口当たり50円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	12,521,385円
有価証券売買等損益	0円
収益調整金	599,425,383円
分配準備積立金	523,562,461円
分配可能額	1,135,509,229円
（1万口当たり分配可能額）	（3,304.28円）
収益分配金	17,182,420円
（1万口当たり収益分配金）	（50円）

第76期計算期間末（平成20年10月27日）に、信託約款に基づき計算した1,078,790,518円（1万口当たり3,276.87円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い16,460,674円（1万口当たり50円）を分配しております。

<table> <tr><td>配当等収益 (費用控除後)</td><td>18,866,046円</td></tr> <tr><td>有価証券売買等損益 (費用控除後、繰越欠損金補填後)</td><td>0円</td></tr> <tr><td>収益調整金</td><td>585,719,211円</td></tr> <tr><td>分配準備積立金</td><td>608,752,907円</td></tr> <tr><td>分配可能額</td><td>1,213,338,164円</td></tr> <tr><td>(1万口当たり分配可能額)</td><td>(3,346.48円)</td></tr> <tr><td>収益分配金</td><td>18,128,550円</td></tr> <tr><td>(1万口当たり収益分配金)</td><td>(50円)</td></tr> </table> 第71期計算期間末（平成20年5月27日）に、信託約款に基づき計算した1,209,894,852円（1万口当たり3,332.16円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い18,154,790円（1万口当たり50円）を分配しております。 <table> <tr><td>配当等収益 (費用控除後)</td><td>12,927,586円</td></tr> <tr><td>有価証券売買等損益</td><td>0円</td></tr> <tr><td>収益調整金</td><td>589,655,924円</td></tr> <tr><td>分配準備積立金</td><td>607,311,342円</td></tr> <tr><td>分配可能額</td><td>1,209,894,852円</td></tr> <tr><td>(1万口当たり分配可能額)</td><td>(3,332.16円)</td></tr> <tr><td>収益分配金</td><td>18,154,790円</td></tr> <tr><td>(1万口当たり収益分配金)</td><td>(50円)</td></tr> </table>	配当等収益 (費用控除後)	18,866,046円	有価証券売買等損益 (費用控除後、繰越欠損金補填後)	0円	収益調整金	585,719,211円	分配準備積立金	608,752,907円	分配可能額	1,213,338,164円	(1万口当たり分配可能額)	(3,346.48円)	収益分配金	18,128,550円	(1万口当たり収益分配金)	(50円)	配当等収益 (費用控除後)	12,927,586円	有価証券売買等損益	0円	収益調整金	589,655,924円	分配準備積立金	607,311,342円	分配可能額	1,209,894,852円	(1万口当たり分配可能額)	(3,332.16円)	収益分配金	18,154,790円	(1万口当たり収益分配金)	(50円)	<table> <tr><td>配当等収益 (費用控除後)</td><td>7,397,302円</td></tr> <tr><td>有価証券売買等損益</td><td>0円</td></tr> <tr><td>収益調整金</td><td>582,238,499円</td></tr> <tr><td>分配準備積立金</td><td>489,154,717円</td></tr> <tr><td>分配可能額</td><td>1,078,790,518円</td></tr> <tr><td>(1万口当たり分配可能額)</td><td>(3,276.87円)</td></tr> <tr><td>収益分配金</td><td>16,460,674円</td></tr> <tr><td>(1万口当たり収益分配金)</td><td>(50円)</td></tr> </table> 第77期計算期間末（平成20年11月27日）に、信託約款に基づき計算した1,057,508,625円（1万口当たり3,264.12円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い16,198,984円（1万口当たり50円）を分配しております。 <table> <tr><td>配当等収益 (費用控除後)</td><td>12,015,576円</td></tr> <tr><td>有価証券売買等損益 (費用控除後、繰越欠損金補填後)</td><td>0円</td></tr> <tr><td>収益調整金</td><td>577,365,971円</td></tr> <tr><td>分配準備積立金</td><td>468,127,078円</td></tr> <tr><td>分配可能額</td><td>1,057,508,625円</td></tr> <tr><td>(1万口当たり分配可能額)</td><td>(3,264.12円)</td></tr> <tr><td>収益分配金</td><td>16,198,984円</td></tr> <tr><td>(1万口当たり収益分配金)</td><td>(50円)</td></tr> </table>	配当等収益 (費用控除後)	7,397,302円	有価証券売買等損益	0円	収益調整金	582,238,499円	分配準備積立金	489,154,717円	分配可能額	1,078,790,518円	(1万口当たり分配可能額)	(3,276.87円)	収益分配金	16,460,674円	(1万口当たり収益分配金)	(50円)	配当等収益 (費用控除後)	12,015,576円	有価証券売買等損益 (費用控除後、繰越欠損金補填後)	0円	収益調整金	577,365,971円	分配準備積立金	468,127,078円	分配可能額	1,057,508,625円	(1万口当たり分配可能額)	(3,264.12円)	収益分配金	16,198,984円	(1万口当たり収益分配金)	(50円)
配当等収益 (費用控除後)	18,866,046円																																																																
有価証券売買等損益 (費用控除後、繰越欠損金補填後)	0円																																																																
収益調整金	585,719,211円																																																																
分配準備積立金	608,752,907円																																																																
分配可能額	1,213,338,164円																																																																
(1万口当たり分配可能額)	(3,346.48円)																																																																
収益分配金	18,128,550円																																																																
(1万口当たり収益分配金)	(50円)																																																																
配当等収益 (費用控除後)	12,927,586円																																																																
有価証券売買等損益	0円																																																																
収益調整金	589,655,924円																																																																
分配準備積立金	607,311,342円																																																																
分配可能額	1,209,894,852円																																																																
(1万口当たり分配可能額)	(3,332.16円)																																																																
収益分配金	18,154,790円																																																																
(1万口当たり収益分配金)	(50円)																																																																
配当等収益 (費用控除後)	7,397,302円																																																																
有価証券売買等損益	0円																																																																
収益調整金	582,238,499円																																																																
分配準備積立金	489,154,717円																																																																
分配可能額	1,078,790,518円																																																																
(1万口当たり分配可能額)	(3,276.87円)																																																																
収益分配金	16,460,674円																																																																
(1万口当たり収益分配金)	(50円)																																																																
配当等収益 (費用控除後)	12,015,576円																																																																
有価証券売買等損益 (費用控除後、繰越欠損金補填後)	0円																																																																
収益調整金	577,365,971円																																																																
分配準備積立金	468,127,078円																																																																
分配可能額	1,057,508,625円																																																																
(1万口当たり分配可能額)	(3,264.12円)																																																																
収益分配金	16,198,984円																																																																
(1万口当たり収益分配金)	(50円)																																																																

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

前期（自 平成19年11月28日 至 平成20年5月27日）

種類	貸借対照表計上額（円）	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
国債証券	4,170,023,857	△18,986,429
社債証券	261,383,969	66,602
合計	4,431,407,826	△18,919,827

当期（自 平成20年5月28日 至 平成20年11月27日）

種類	貸借対照表計上額（円）	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
国債証券	2,899,132,225	58,838,238
特殊債券	16,277,949	377,929
社債証券	199,219,051	2,448,521
合計	3,114,629,225	61,664,688

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

I 取引の状況に関する事項

項目	前期 自 平成19年11月28日 至 平成20年5月27日	当期 自 平成20年5月28日 至 平成20年11月27日
1. 取引の内容	当ファンドは為替予約取引を行っております。	同左
2. 取引に対する取組方針	為替予約取引につきましては、投資信託約款上の投資制限を遵守しております。	同左
3. 取引の利用目的	デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避する目的で利用しております。	同左

4. 取引に係るリスクの内容	為替予約取引は、相場変動によるリスク（価格変動リスク）を有しております。また、為替予約取引は、相手方の契約不履行によるリスク（信用リスク）を有しております。	同左
5. 取引に係るリスク管理体制	価格変動リスクについては、運用者および管理者が日々のポジションや評価損益等を含め、投資信託財産全体を総合的に管理しております。また、運用から独立したリスク管理組織が事後的にチェックを行う、ダブル・チェック体制をとっております。信用リスクについては、ブローカー選定委員会等を通じて、取引の相手方に対するチェックを行っております。	同左
6. 取引の時価等に関する事項についての補足説明	該当事項はありません。	同左

II 取引の時価等に関する事項

（通貨関連）

区分	種類	前期 平成20年 5月27日現在			
		契約額等 （円）	うち 1年超 （円）	時価（円）	評価損益（円）
市場取引 以外の取引	為替予約取引 買建 ユーロ	283,225,794	—	286,573,261	3,347,467
	売建 ハンガリー・フォリント	279,625,794	—	290,695,699	△11,069,905
合計		—	—	577,268,960	△7,722,438

区分	種類	当期 平成20年11月27日現在			
		契約額等 （円）	うち 1年超 （円）	時価（円）	評価損益（円）
市場取引 以外の取引	為替予約取引 買建 ユーロ	70,798,518	—	69,495,757	△1,302,761
	売建 ハンガリー・フォリント	64,098,518	—	64,927,206	△828,688
	ユーロ	20,300,000	—	20,056,278	243,722
合計		—	—	154,479,241	△1,887,727

（注）時価の算定方法

A. 特定期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨につきましては、以下のように評価しております。

①特定期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合には、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②特定期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合には、以下の方法によっております。

・特定期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・特定期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

B. 特定期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨につきましては、特定期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

（関連当事者との取引に関する注記）
前期（自 平成19年11月28日 至 平成20年 5月27日）
該当事項はありません。

当期（自 平成20年 5月28日 至 平成20年11月27日）
該当事項はありません。

（１口当たり情報）

前期 平成20年５月27日現在	当期 平成20年11月27日現在
１口当たり純資産額 1.2763円 「１口＝１円（10,000口＝12,763円）」	１口当たり純資産額 0.9836円 「１口＝１円（10,000口＝9,836円）」

(4)【附属明細表】

①有価証券明細表

<株式以外の有価証券>

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
ハンガリー・フォリント	国債証券	HGB 5.5 02/12/14	66,800,000.000	51,157,444.000	
	国債証券	HGB 6.75 02/24/17	38,510,000.000	31,938,653.600	
	国債証券	HGB 7.25 06/12/12	930,000.000	799,586.100	
	国債証券	HGB 7.25 06/12/12	61,800,000.000	53,133,786.000	
	小計（ハンガリー・フォリント） 3銘柄		168,040,000.000	137,029,469.700 (64,554,583)	
ユーロ	国債証券	BELGIAN 5 09/28/12	120,000.000	127,044.000	
	国債証券	BELGIAN 5 09/28/12	650,000.000	688,155.000	
	国債証券	BELGIAN 5 09/28/12	100,000.000	105,870.000	
	国債証券	BELGIAN 5 09/28/12	170,000.000	179,979.000	
	国債証券	BGB 4 03/28/18	236,000.000	235,811.200	
	国債証券	BGB 4 03/28/18	70,000.000	69,944.000	
	国債証券	BGB 5 03/28/35	34,000.000	37,817.860	
	国債証券	BGB 5 03/28/35	20,000.000	22,245.800	
	国債証券	BGB 5 03/28/35	89,000.000	98,993.810	
	国債証券	BTNS 3.5 07/12/11	775,000.000	791,290.500	
	国債証券	BTPS 4 02/01/37	25,000.000	21,705.000	
	国債証券	BTPS 4 02/01/37	128,000.000	111,129.600	
	国債証券	BTPS 4 02/01/37	205,000.000	177,981.000	
	国債証券	BTPS 4 02/01/37	98,000.000	85,083.600	
	国債証券	BTPS 4.25 08/01/14	510,000.000	520,761.000	
	国債証券	BTPS 4.25 08/01/14	225,000.000	229,747.500	
	国債証券	BTPS 4.25 08/01/14	564,000.000	575,900.400	
	国債証券	BTPS 4.25 08/01/14	350,000.000	357,385.000	
	国債証券	BTPS 5 02/01/12	669,000.000	695,091.000	
	国債証券	BTPS 5 02/01/12	395,000.000	410,405.000	
	国債証券	BTPS 5.25 08/01/17	457,000.000	494,291.200	
	国債証券	BTPS 5.25 08/01/17	115,000.000	124,384.000	
	国債証券	BTPS 5.5 11/01/10	393,000.000	409,164.090	
	国債証券	BTPS 5.5 11/01/10	425,000.000	442,480.250	
	国債証券	BTPS 6 05/01/31	380,000.000	429,020.000	
	国債証券	BTPS 6 05/01/31	300,000.000	338,700.000	
	国債証券	BTPS 6 05/01/31	50,000.000	56,450.000	
	国債証券	BTPS 6 05/01/31	82,000.000	92,578.000	
	国債証券	BTPS 6 05/01/31	100,000.000	112,900.000	
	国債証券	BTPS 6 05/01/31	115,000.000	129,835.000	
	国債証券	BTPS 6 05/01/31	100,000.000	112,900.000	
	国債証券	BTPS 6 05/01/31	150,000.000	169,350.000	
	国債証券	DBR 3.75 01/04/15	750,000.000	787,537.500	
	国債証券	DBR 3.75 01/04/17	190,000.000	197,448.000	
	国債証券	DBR 3.75 01/04/17	210,000.000	218,232.000	
	国債証券	DBR 3.75 01/04/17	715,000.000	743,028.000	
	国債証券	DBR 4 01/04/37	163,000.000	168,786.500	
	国債証券	DBR 4 01/04/37	62,000.000	64,201.000	
	国債証券	DBR 4 01/04/37	65,000.000	67,307.500	
	国債証券	DBR 4 01/04/37	85,000.000	88,017.500	
	国債証券	DBR 4 01/04/37	65,000.000	67,307.500	
	国債証券	DBR 4.25 01/04/14	100,000.000	107,150.000	
	国債証券	DBR 5.25 01/04/11	569,000.000	604,107.300	
	国債証券	DEUTSCH 4.75 07/04/34	80,000.000	89,928.000	
	国債証券	DEUTSCH 4.75 07/04/34	170,000.000	191,097.000	
	国債証券	DEUTSCH 4.75 07/04/34	55,000.000	61,825.500	
	国債証券	DEUTSCH 4.75 07/04/34	80,000.000	89,928.000	
	国債証券	DEUTSCH 5.5 01/04/31	115,000.000	138,655.500	
	国債証券	DEUTSCH 5.5 01/04/31	185,000.000	223,054.500	
	国債証券	DEUTSCH 5.5 01/04/31	100,000.000	120,570.000	
	国債証券	DEUTSCH 5.5 01/04/31	50,000.000	60,285.000	
	国債証券	FRANCEOAT 4.75 10/25/12	580,000.000	619,208.000	
	国債証券	FRANCEOAT 4.75 10/25/12	205,000.000	218,858.000	
	国債証券	FRANCEOAT 4.75 10/25/12	155,000.000	165,478.000	

国債証券	FRANCEOAT 5 10/25/16	132,000.000	145,728.000	
国債証券	FRANCEOAT 5 10/25/16	200,000.000	220,800.000	
国債証券	FRANCEOAT 5 10/25/16	410,000.000	452,640.000	
国債証券	FRTR 4 04/25/13	260,000.000	271,102.000	
国債証券	FRTR 4 10/25/14	460,000.000	480,378.000	
国債証券	FRTR 4 10/25/14	475,000.000	496,042.500	
国債証券	FRTR 5.75 10/25/32	36,000.000	44,552.880	
国債証券	FRTR 5.75 10/25/32	135,000.000	167,073.300	
国債証券	FRTR 5.75 10/25/32	65,000.000	80,442.700	
国債証券	FRTR 5.75 10/25/32	105,000.000	129,945.900	
国債証券	FRTR 5.75 10/25/32	125,000.000	154,697.500	
国債証券	FRTR 5.75 10/25/32	40,000.000	49,503.200	
国債証券	FRTR 5.75 10/25/32	75,000.000	92,818.500	
国債証券	FRTR 5.75 10/25/32	90,000.000	111,382.200	
国債証券	FRTR OAT 6 10/25/25	196,000.000	243,187.000	
国債証券	FRTR OAT 6 10/25/25	35,000.000	43,426.250	
国債証券	FRTR OAT 6 10/25/25	5,000.000	6,203.750	
国債証券	FRTR OAT 6 10/25/25	175,000.000	217,131.250	
国債証券	FRTR OAT 6 10/25/25	40,000.000	49,630.000	
国債証券	GGB 4.3 07/20/17	234,000.000	226,827.900	
国債証券	GGB 5.25 05/18/12	527,000.000	542,804.730	
国債証券	GGB 6.5 10/22/19	250,000.000	286,375.000	
国債証券	GGB 6.5 10/22/19	140,000.000	160,370.000	
国債証券	NETHER 4.5 07/15/17	515,000.000	547,857.000	
国債証券	NETHER 5 07/15/12	360,000.000	384,984.000	
国債証券	NETHER 5.5 01/15/28	145,000.000	170,882.500	
国債証券	NETHER 5.5 01/15/28	130,000.000	153,205.000	
国債証券	OBL 3.5 04/12/13	22,000.000	22,723.800	
国債証券	OBL 3.5 04/12/13	270,000.000	278,883.000	
国債証券	OBL 3.5 04/12/13	62,000.000	64,039.800	
国債証券	RAGB 4.65 01/15/18	394,000.000	419,491.800	
国債証券	RAGB 4.65 01/15/18	144,000.000	153,316.800	
国債証券	RAGB 5.25 01/04/11	432,000.000	453,941.280	
国債証券	RAGB 5.25 01/04/11	435,000.000	457,093.650	
国債証券	RAGB 6.25 07/15/27	140,000.000	174,736.800	
国債証券	RAGB 6.25 07/15/27	78,000.000	97,353.360	
国債証券	SPGB 4.1 07/30/18	220,000.000	223,696.000	
国債証券	SPGB 5.4 07/30/11	800,000.000	845,800.000	
国債証券	SPGB 5.75 07/30/32	155,000.000	184,944.450	
国債証券	SPGB 5.75 07/30/32	175,000.000	208,808.250	
国債証券	SPGB 5.75 07/30/32	15,000.000	17,897.850	
特殊債券	ASFING 4.125 03/14/14	130,000.000	132,535.000	
社債券	ANZ FL 02/05/15	50,000.000	48,472.500	
社債券	AZN 5.125 01/15/15	50,000.000	49,615.000	
社債券	BAC 4.625 02/18/14	40,000.000	38,002.000	
社債券	BACR 5.75 03/08/11	25,000.000	25,001.250	
社債券	BNFP 6.375 02/04/14	50,000.000	50,926.500	
社債券	BPLN 4.5 11/08/12	50,000.000	50,755.000	
社債券	C FL 02/10/19	50,000.000	36,477.500	
社債券	CEZCO 6 07/18/14	50,000.000	48,787.500	
社債券	DNBNOR 4.75 03/28/11	50,000.000	49,705.000	
社債券	ENIIM 4.75 11/14/17	50,000.000	48,947.500	
社債券	EOAGR 5.125 10/02/12	50,000.000	51,057.500	
社債券	GE 4.75 09/28/12	50,000.000	48,252.500	
社債券	GS 5.125 10/16/14	50,000.000	41,552.500	
社債券	GSK 5.125 12/13/12	50,000.000	50,292.500	
社債券	HNDA 5.125 10/03/12	50,000.000	46,945.000	
社債券	HSBC FL 03/18/16	50,000.000	48,382.500	
社債券	IBERDU 5.625 05/09/18	50,000.000	46,502.500	
社債券	INTNED 4 09/18/13	50,000.000	46,259.000	
社債券	ISPIM 6.625 05/08/18	50,000.000	43,142.500	
社債券	JPM 4.375 01/30/14	50,000.000	47,297.500	
社債券	MER 4.625 10/02/13	15,000.000	12,560.550	
社債券	MET 4.625 05/16/17	50,000.000	37,850.000	

社債券	MS 4 11/17/15	50,000.000	35,725.000	
社債券	NBHSS FL 09/10/18	50,000.000	49,500.000	
社債券	PFG 4.5 01/26/17	50,000.000	39,745.000	
社債券	PM 5.875 09/04/15	50,000.000	47,875.000	
社債券	RY 5.75 07/25/11	50,000.000	50,660.000	
社債券	SEVTRE 5.25 03/11/16	50,000.000	47,480.000	
社債券	STANLN 4.875 03/11/11	50,000.000	49,687.500	
社債券	T (AT&T) 4.375 03/15/13	50,000.000	45,430.000	
社債券	TD 4.875 01/23/13	50,000.000	48,050.000	
社債券	TSCOLN 5.875 09/12/16	50,000.000	46,827.500	
社債券	UCGIM 5.75 09/26/17	50,000.000	44,377.500	
社債券	ULVR 4.625 11/14/12	50,000.000	50,710.000	
社債券	URENCO 5.375 05/22/15	50,000.000	48,568.000	
社債券	VATFAL 6.75 01/31/19	50,000.000	50,621.000	
小計（ユーロ）73銘柄		23,411,000.000	24,833,696.810	
			(3,050,074,642)	
合計			3,114,629,225	
			(3,114,629,225)	

(注) 1. 各種通貨ごとの小計の欄における()内の金額は、邦貨換算額であります。

2. ファンド合計欄における()内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。

3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入有価証券 時価比率	有価証券の合計 金額に対する比率
ハンガリー・フォリント	国債証券 3 銘柄	2.02%	2.07%
ユーロ	国債証券 36銘柄	95.72%	97.93%
	特殊債券 1 銘柄		
	社債券 36銘柄		

②為替予約取引の契約額等及時価の状況表

注記表中の(デリバティブ取引等関係に関する注記)Ⅱ 取引の時価等に関する事項で記載しており、ここでは省略しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

（平成20年12月末日現在）

毎月分配 ハイクオリティ・ユーロ債券ファンド

I 資産総額	3,092,710,979 円
II 負債総額	7,057,285 円
III 純資産総額（I－II）	3,085,653,694 円
IV 発行済数量	2,985,437,967 口
V 1単位当り純資産額（III／IV）	1.0336 円

第5【設定及び解約の実績】

毎月分配 ハイクオリティ・ユーロ債券ファンド		
期間	設定総額（円）	解約総額（円）
第1特定期間（平成14年6月7日～平成14年11月27日）	17,518,241,453	7,276,424,976
第2特定期間（平成14年11月28日～平成15年5月27日）	1,294,209,084	6,155,196,167
第3特定期間（平成15年5月28日～平成15年11月27日）	377,456,015	1,659,490,578
第4特定期間（平成15年11月28日～平成16年5月27日）	162,217,813	648,211,359
第5特定期間（平成16年5月28日～平成16年11月29日）	98,134,282	166,585,644
第6特定期間（平成16年11月30日～平成17年5月27日）	78,089,407	262,558,539
第7特定期間（平成17年5月28日～平成17年11月28日）	47,390,745	311,932,669
第8特定期間（平成17年11月29日～平成18年5月29日）	28,000,590	272,447,481
第9特定期間（平成18年5月30日～平成18年11月27日）	156,533,513	167,066,627
第10特定期間（平成18年11月28日～平成19年5月28日）	474,814,622	130,276,454
第11特定期間（平成19年5月29日～平成19年11月27日）	220,589,722	183,783,585
第12特定期間（平成19年11月28日～平成20年5月27日）	590,649,430	181,394,441
第13特定期間（平成20年5月28日～平成20年11月27日）	352,886,995	744,048,207

（注）本邦外における設定及び解約の実績はありません。

第三部【特別情報】**第1【委託会社等の概況】****1【委託会社等の概況】****(1) 資本金の額**

資本金の額：20億円（本書提出日現在）

会社が発行する株式総数：12,800,000株

発行済株式総数：3,850,000株

最近5年間における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2) 会社の機構

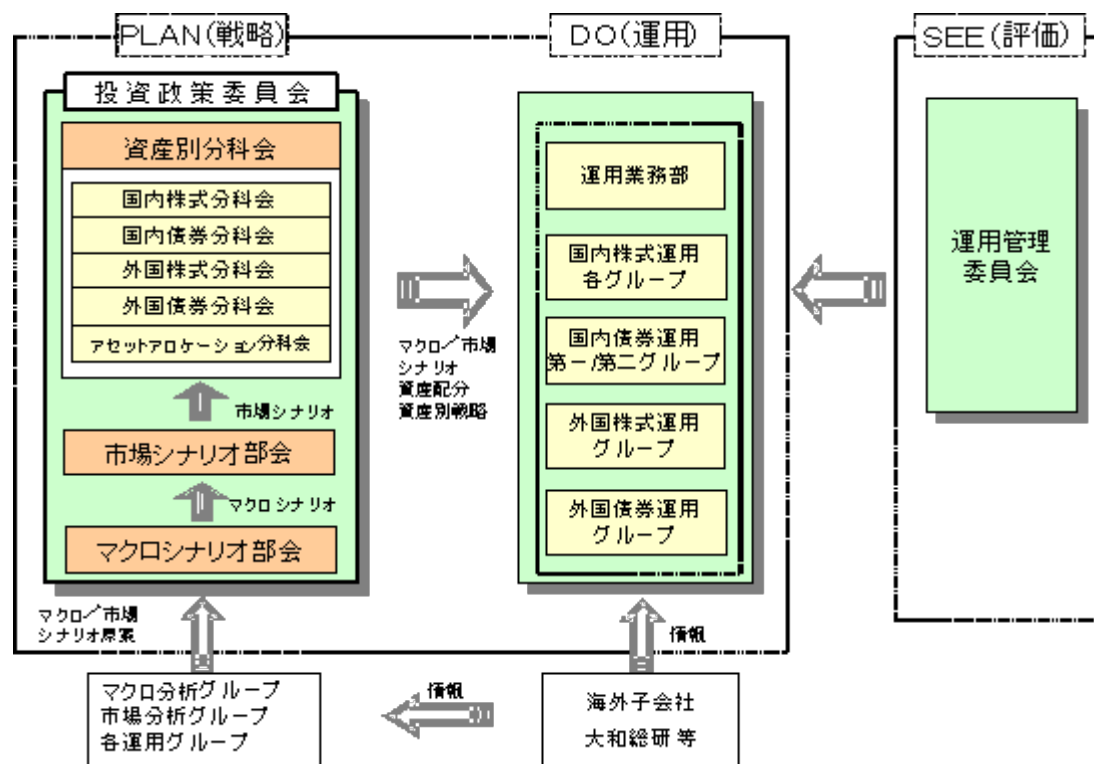
会社は、8名以内で構成される取締役により運営されます。取締役は、株主総会の決議によって選任されます。取締役の選任は、議決権を行使することができる総株主の議決権の3分の2以上を有する株主が出席し、議決権を行使することができる総株主の議決権の3分の2以上をもってこれを行います。

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。補欠として選任された取締役の任期は、前任取締役の任期の満了する時までとします。

取締役会は、取締役会の決議によって取締役の中から取締役社長、取締役副社長各1名、専務取締役および常務取締役若干名を選定することができます。また代表取締役は2名とし、取締役社長および取締役副社長がこれに就任します。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集し、招集通知は3日前までにこれを発します。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができます。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役の6名以上が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

<投信運用の意思決定プロセス>

2【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、株式会社住友銀行（現株式会社三井住友フィナンシャルグループ）および大和証券株式会社（現株式会社大和証券グループ本社）の戦略的提携により平成11年4月1日付で、大和投資顧問株式会社と住銀投資顧問株式会社およびエス・ビー・アイ・エム投信株式会社の三社が合併して設立された会社です。

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成20年12月末日現在、委託会社が運用の指図を行っている投資信託の総ファンド数は、121本であり、その純資産総額は、約1,343,587百万円です（なお、親投資信託41本は、ファンド数及び純資産総額からは除いております。）。

種類	ファンド数	純資産総額
単位型株式投資信託	4	18,442百万円
追加型株式投資信託	116	1,317,401百万円
追加型公社債投資信託	1	7,744百万円
合計	121	1,343,587百万円

3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社の財務諸表は、第35期事業年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）については改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則」（平成12年総理府令第129号。）に基づき、第36期事業年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）については改正後の「財務諸表等規則」並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号。）に基づき作成しております。

また、中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。）並びに同規則第38条及び第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号。）に基づいて作成しております。

2. 財務諸表及び中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

3. 委託会社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、第35期事業年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）の財務諸表についての監査、及び金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第36期事業年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）の財務諸表についての監査、並びに第37期中間会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）の中間財務諸表についての中間監査を、あずさ監査法人により受けております。

(1) 【貸借対照表】

		第35期 (平成19年3月31日現在)			第36期 (平成20年3月31日現在)		
区分	注記 番号	内訳	金額 (千円)	構成比 (%)	内訳	金額 (千円)	構成比 (%)
(資産の部)							
流動資産							
現金			500			500	
預金			9,052,747			9,891,355	
前払費用			78,454			113,371	
未収収益	※ 3		3,869,757			3,633,754	
繰延税金資産			430,906			515,272	
支払委託金			20			—	
その他			27,151			15,104	
流動資産計			13,459,536	71.6		14,169,358	65.0
固定資産							
有形固定資産							
建物	※ 1		207,447			488,532	
器具備品	※ 1		72,827			158,303	
土地			710			710	
有形固定資産計			280,984	1.5		647,545	3.0
無形固定資産							
ソフトウェア	※ 2		369,659			316,333	
電話加入権			12,706			12,706	
その他	※ 2		1,365			—	
無形固定資産計			383,731	2.1		329,039	1.5
投資その他の資産							
投資有価証券			2,321,988			4,173,446	
関係会社株式			1,169,774			1,169,774	
従業員長期貸付金			26,720			42,615	
長期差入保証金			625,154			771,418	
会員権			193,040			189,040	
繰延税金資産			304,084			383,481	
その他			100,000			1,730	
貸倒引当金			△74,340			△70,350	
投資その他の資産計			4,666,423	24.8		6,661,158	30.5

		第35期 （平成19年3月31日現在）			第36期 （平成20年3月31日現在）		
区分	注記 番号	内訳	金額 （千円）	構成比 （％）	内訳	金額 （千円）	構成比 （％）
固定資産計			5,331,140	28.4		7,637,744	35.0
資産合計			18,790,677	100.0		21,807,102	100.0

		第35期 (平成19年3月31日現在)			第36期 (平成20年3月31日現在)		
区分	注記 番号	内訳	金額 (千円)	構成比 (%)	内訳	金額 (千円)	構成比 (%)
(負債の部)							
流動負債							
未払金			45,165			53,603	
未払費用	※ 3		1,592,807			1,911,249	
未払法人税等			1,484,747			1,534,017	
未払消費税等			111,060			140,601	
前受収益			8,938			8,913	
賞与引当金			727,600			876,200	
役員賞与引当金			65,100			67,900	
その他			14,076			18,892	
流動負債計			4,049,497	21.5		4,611,378	21.1
固定負債							
退職給付引当金			575,447			701,833	
役員退職慰労引当金			93,950			127,560	
固定負債計			669,397	3.6		829,393	3.8
負債合計			4,718,894	25.1		5,440,771	24.9

		第35期 (平成19年3月31日現在)			第36期 (平成20年3月31日現在)		
区分	注記 番号	内訳	金額 (千円)	構成比 (%)	内訳	金額 (千円)	構成比 (%)
(純資産の部)							
株主資本							
資本金			2,000,000			2,000,000	
資本剰余金							
資本準備金		156,268			156,268		
資本剰余金合計			156,268			156,268	
利益剰余金							
利益準備金		343,731			343,731		
その他利益剰余金							
別途積立金		1,100,000			1,100,000		
繰越利益剰余金		10,457,433			12,806,951		
利益剰余金合計			11,901,164			14,250,683	
株主資本合計			14,057,433	74.8		16,406,951	75.3
評価・換算差額等							
その他有価証券評価差額金		14,348			△40,620		
評価・換算差額等合計			14,348	0.1		△40,620	△0.2
純資産合計			14,071,782	74.9		16,366,330	75.1
負債・純資産合計			18,790,677	100.0		21,807,102	100.0

（２）【損益計算書】

区分	注記 番号	第35期 (平成18年４月１日～平成19年３月31日)			第36期 (平成19年４月１日～平成20年３月31日)		
		内訳	金額 (千円)	百分比 (%)	内訳	金額 (千円)	百分比 (%)
営業収益							
投資顧問料	※ 1		5,363,828			—	
委託者報酬			14,107,437			—	
その他			4,800			—	
営業収益計			19,476,066	100.0		—	
運用受託報酬	※ 1		—			5,376,238	
委託者報酬			—			20,900,527	
その他			—			22,800	
営業収益計			—			26,299,565	100.0
営業費用							
支払手数料	※ 1		8,349,826			12,922,865	
広告宣伝費			170,399			223,060	
公告費			4,139			1,202	
調査費			775,011			826,569	
調査費		767,911			820,589		
委託調査費		7,100			5,980		
委託計算費			103,217			117,931	
営業雑経費			291,125			423,303	
通信費		51,591			52,015		
印刷費		192,945			333,993		
協会費		16,862			18,355		
諸会費		14,392			13,550		
その他		15,334			5,387		
営業費用計			9,693,720	49.8		14,514,934	55.2
一般管理費							
給与			2,729,025			2,781,396	
役員報酬		218,800			275,374		
給料手当		2,115,184			2,474,696		
賞与		395,041			31,325		
退職金			6,230			4,113	
福利厚生費			459,591			486,478	
交際費			14,783			17,337	

		第35期 (平成18年4月1日～平成19年3月31日)			第36期 (平成19年4月1日～平成20年3月31日)		
区分	注記 番号	内訳	金額 (千円)	百分比 (%)	内訳	金額 (千円)	百分比 (%)
旅費交通費			123,669			155,950	
租税公課			62,464			70,637	
器具・備品費			99,105			98,812	
不動産賃借料			410,870			532,824	
退職給付費用			157,746			186,719	
賞与引当金繰入額			727,600			876,200	
役員退職慰労引当金繰入額			40,330			40,330	
役員賞与引当金繰入額			65,100			67,900	
固定資産減価償却費			49,221			75,468	
海外委託費			—			367,657	
諸経費			493,388			229,675	
一般管理費計			5,439,127	27.9		5,991,500	22.8
営業利益			4,343,218	22.3		5,793,131	22.0
営業外収益							
受取配当金			21,258			5,463	
受取利息			7,415			21,451	
投資有価証券売却益			—			41,942	
為替差益			1,138			—	
その他			34,860			36,449	
営業外収益計			64,673	0.3		105,306	0.4
営業外費用							
投資有価証券売却損			—			121,459	
為替差損			—			23,822	
その他			288			280	
営業外費用計			288	0.0		145,562	0.5
経常利益			4,407,603	22.6		5,752,875	21.9
特別利益							
投資有価証券売却益			466,914			28,500	
特別利益計			466,914	2.4		28,500	0.1
特別損失							
固定資産除売却損	※ 2		1,704			—	
本社移転損失			—			284,487	

		第35期 (平成18年4月1日～平成19年3月31日)			第36期 (平成19年4月1日～平成20年3月31日)		
区分	注記 番号	内訳	金額 (千円)	百分比 (%)	内訳	金額 (千円)	百分比 (%)
その他 特別損失計			7,920	0.0		10,560	1.1
			9,624			295,048	
税引前当期純利益			4,864,893	25.0		5,486,327	20.9
法人税等		2,427,100			2,493,000		
法人税等調整額		△257,217	2,169,882	11.1	△126,191	2,366,808	9.0
当期純利益			2,695,010	13.9		3,119,518	11.9

(3) 【株主資本等変動計算書】

第35期(平成18年4月1日～平成19年3月31日)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	
					別途積立金	繰越利益剰余金
平成18年3月31日 残高（千円）	2,000,000	156,268	156,268	254,600	1,100,000	8,700,953
事業年度中の変動額						
剰余金の配当				89,131		△859,131
役員賞与の支給						△79,400
当期純利益						2,695,010
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）						
事業年度中の変動額合計 （千円）	—	—	—	89,131	—	1,756,479
平成19年3月31日 残高（千円）	2,000,000	156,268	156,268	343,731	1,100,000	10,457,433

	株主資本		評価・換算差額等	純資産 合計
	利益剰余金 合計	株主資本 合計	その他有価証券 評価差額金	
平成18年3月31日 残高（千円）	10,055,553	12,211,822	7,436	12,219,258
事業年度中の変動額				
剰余金の配当	△770,000	△770,000		△770,000
役員賞与の支給	△79,400	△79,400		△79,400
当期純利益	2,695,010	2,695,010		2,695,010
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）			6,912	6,912
事業年度中の変動額合計 （千円）	1,845,610	1,845,610	6,912	1,852,523
平成19年3月31日 残高（千円）	11,901,164	14,057,433	14,348	14,071,782

第36期（平成19年4月1日～平成20年3月31日）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	
					別途積立金	繰越利益剰余金
平成19年3月31日 残高（千円）	2,000,000	156,268	156,268	343,731	1,100,000	10,457,433
事業年度中の変動額						
剰余金の配当						△770,000
当期純利益						3,119,518
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）						
事業年度中の変動額合計 （千円）	—	—	—	—	—	2,349,518
平成20年3月31日 残高（千円）	2,000,000	156,268	156,268	343,731	1,100,000	12,806,951

	株主資本		評価・換算差額等	純資産 合計
	利益剰余金 合計	株主資本 合計	その他有価証券 評価差額金	
平成19年3月31日 残高（千円）	11,901,164	14,057,433	14,348	14,071,782
事業年度中の変動額				
剰余金の配当	△770,000	△770,000		△770,000
当期純利益	3,119,518	3,119,518		3,119,518
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）			△54,969	△54,969
事業年度中の変動額合計 （千円）	2,349,518	2,349,518	△54,969	2,294,548
平成20年3月31日 残高（千円）	14,250,683	16,406,951	△40,620	16,366,330

[次へ](#)

重要な会計方針

第35期 (平成18年4月1日～平成19年3月31日)	第36期 (平成19年4月1日～平成20年3月31日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法 子会社株式及び関連会社株式…総平均法による原価法 其他有価証券 時価のあるもの…決算日の市場価格等に基づく時価 法（売却原価は総平均法により算出し、評価差額は、全部純資産直入法により処理しております） 時価のないもの…総平均法による原価法	1. 有価証券の評価基準及び評価方法 同 左
2. 固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産…定率法 (2) 無形固定資産…定額法 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。 — —	2. 固定資産の減価償却の方法 同 左 （会計方針の変更） 法人税法の改正（（所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日法律第6号）及び（法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令83号）に伴い、平成19年4月1日以降に取得したものについては、改正後の法人税法に基づく方法に変更しております。これにより、従来の方法に比べて営業利益、経常利益、及び税引前当期純利益がそれぞれ12,326千円減少しております。 （追加情報） 平成19年度の法人税法改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めております。当該変更に伴う損益に与える影響は軽微であります。
3. 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 従業員賞与の支払に備えるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。	3. 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金 同 左 (2) 賞与引当金 同 左

第35期 (平成18年4月1日～平成19年3月31日)	第36期 (平成19年4月1日～平成20年3月31日)
(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、社内規定に基づく当期末の要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績に応じて、各事業年度ごとに各人別に勤務費用が確定するためです。 (4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支払に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。 (5) 役員賞与引当金 役員賞与の支払に備えるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。 (会計方針の変更) 当期より「役員賞与に関する会計基準」（企業会計基準委員会平成17年11月29日企業会計基準第4号）を適用しております。この結果、従来の方法に比べて、営業利益、経常利益および税引前当期純利益が、65,100千円減少しております。	(3) 退職給付引当金 同 左 (4) 役員退職慰労引当金 同 左 (5) 役員賞与引当金 同 左 —
4. リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	4. リース取引の処理方法 同 左
5. 消費税等の処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	5. 消費税等の処理方法 同 左

会計方針の変更

第35期 (平成18年4月1日～平成19年3月31日)	第36期 (平成19年4月1日～平成20年3月31日)
貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等 当期より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する 会計基準」（企業会計基準第5号平成17年12月9日）お よび「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基 準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号平成17 年12月9日）を適用しております。なお、従来の資本の部 の合計に相当する金額は、14,071,782千円であります。 財務諸表等規則の改正により、当期における財務諸表 は、改正後の財務諸表等規則により作成しております。	—

表示方法の変更

第35期 (平成18年4月1日～平成19年3月31日)	第36期 (平成19年4月1日～平成20年3月31日)
—	損益計算書の部 1. 金融商品取引法の施行に伴う、投資運用業等統一経 理基準の改正により、前事業年度において「投資顧問 料」と表示しておりました投資運用業に係る収益は、 当事業年度より「運用受託報酬」と表示することとい たしました。 2. 前事業年度において、一般管理費の「諸経費」に含 めて表示しておりました「海外委託費」は、一般管理 費総額の100分の5を超えたため、当事業年度より区分 掲記することといたしました。なお、前事業年度の一般 管理費の「諸経費」に含まれる「海外委託費」は、 263,400千円であります。

注記事項

(貸借対照表関係)

第35期 (平成19年3月31日現在)	第36期 (平成20年3月31日現在)
※ 1. 有形固定資産の減価償却累計額 建 物 282,911千円 器 具 備 品 202,551千円	※ 1. 有形固定資産の減価償却累計額 建 物 35,799千円 器 具 備 品 116,068千円
※ 2. 無形固定資産の減価償却累計額 ソフトウェア 195,485千円 その他 518千円	※ 2. 無形固定資産の減価償却累計額 ソフトウェア 259,325千円
※ 3. 関係会社に対する主な資産、負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対する主なものは次のとおりであります。 未収収益 95,534千円 未払費用 54,477千円	※ 3. 関係会社に対する主な資産、負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対する主なものは次のとおりであります。 未収収益 125,494千円 未払費用 139,061千円

(損益計算書関係)

第35期 (平成18年4月1日～平成19年3月31日)	第36期 (平成19年4月1日～平成20年3月31日)
※ 1. 関係会社との取引高 営業収益（投資顧問料） 361,112千円 営業費用（支払手数料） 600,770千円	※ 1. 関係会社との取引高 営業収益（運用受託報酬） 396,591千円 営業費用（支払手数料） 1,092,260千円
※ 2. 固定資産除売却損の内容は次のとおりであります。 器具備品 <u>1,704千円</u> 合計 1,704千円	※ 2. —

(株主資本等変動計算書関係)

第35期
(平成18年4月1日～平成19年3月31日)

1.発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（千株）	3,850	—	—	3,850

2.自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3.新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4.配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成18年6月23日 定時株主総会	普通株式	770,000 千円	200円	平成18年3月31日	平成18年6月24日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成19年6月22日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	770,000 千円	200円	平成19年3月31日	平成19年6月25日

第36期
(平成19年4月1日～平成20年3月31日)

1.発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（千株）	3,850	—	—	3,850

2.自己株式に関する事項
該当事項はありません。

3.新株予約権等に関する事項
該当事項はありません。

4.配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成19年6月22日 定時株主総会	普通株式	770,000 千円	200円	平成19年3月31日	平成19年6月25日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成20年6月20日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余 金	1,540,000 千円	400円	平成20年3月31日	平成20年6月23日

（リース取引関係）

第35期 (平成18年4月1日～平成19年3月31日)	第36期 (平成19年4月1日～平成20年3月31日)																								
1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引	1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引																								
①リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額	①リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額																								
<table><tr><td></td><td>器具備品</td><td>合計</td></tr><tr><td>取得価額相当額</td><td>一千円</td><td>一千円</td></tr><tr><td>減価償却累計額相当額</td><td>一千円</td><td>一千円</td></tr><tr><td>期末残高相当額</td><td>一千円</td><td>一千円</td></tr></table>		器具備品	合計	取得価額相当額	一千円	一千円	減価償却累計額相当額	一千円	一千円	期末残高相当額	一千円	一千円	<table><tr><td></td><td>器具備品</td><td>合計</td></tr><tr><td>取得価額相当額</td><td>4,823千円</td><td>4,823千円</td></tr><tr><td>減価償却累計額相当額</td><td>80千円</td><td>80千円</td></tr><tr><td>期末残高相当額</td><td>4,743千円</td><td>4,743千円</td></tr></table>		器具備品	合計	取得価額相当額	4,823千円	4,823千円	減価償却累計額相当額	80千円	80千円	期末残高相当額	4,743千円	4,743千円
	器具備品	合計																							
取得価額相当額	一千円	一千円																							
減価償却累計額相当額	一千円	一千円																							
期末残高相当額	一千円	一千円																							
	器具備品	合計																							
取得価額相当額	4,823千円	4,823千円																							
減価償却累計額相当額	80千円	80千円																							
期末残高相当額	4,743千円	4,743千円																							
②未経過リース料期末残高相当額	②未経過リース料期末残高相当額																								
<table><tr><td>1年以内</td><td>一千円</td></tr><tr><td>1年超</td><td>一千円</td></tr><tr><td>合計</td><td>一千円</td></tr></table>	1年以内	一千円	1年超	一千円	合計	一千円	<table><tr><td>1年以内</td><td>889千円</td></tr><tr><td>1年超</td><td>3,861千円</td></tr><tr><td>合計</td><td>4,751千円</td></tr></table>	1年以内	889千円	1年超	3,861千円	合計	4,751千円												
1年以内	一千円																								
1年超	一千円																								
合計	一千円																								
1年以内	889千円																								
1年超	3,861千円																								
合計	4,751千円																								
③支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額	③支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額																								
<table><tr><td>支払リース料</td><td>774千円</td></tr><tr><td>減価償却費相当額</td><td>727千円</td></tr><tr><td>支払利息相当額</td><td>9千円</td></tr></table>	支払リース料	774千円	減価償却費相当額	727千円	支払利息相当額	9千円	<table><tr><td>支払リース料</td><td>89千円</td></tr><tr><td>減価償却費相当額</td><td>80千円</td></tr><tr><td>支払利息相当額</td><td>16千円</td></tr></table>	支払リース料	89千円	減価償却費相当額	80千円	支払利息相当額	16千円												
支払リース料	774千円																								
減価償却費相当額	727千円																								
支払利息相当額	9千円																								
支払リース料	89千円																								
減価償却費相当額	80千円																								
支払利息相当額	16千円																								
④減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法	④減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法																								
減価償却費相当額の算定方法	減価償却費相当額の算定方法																								
…リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	同 左																								
支払利息相当額の算定方法	支払利息相当額の算定方法																								
…リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。	同 左																								
2.オペレーティング・リース取引	2.オペレーティング・リース取引																								
未経過リース料	未経過リース料																								
<table><tr><td>1年以内</td><td>2,104千円</td></tr><tr><td>1年超</td><td>5,818千円</td></tr><tr><td>合計</td><td>7,923千円</td></tr></table>	1年以内	2,104千円	1年超	5,818千円	合計	7,923千円	<table><tr><td>1年以内</td><td>2,104千円</td></tr><tr><td>1年超</td><td>3,714千円</td></tr><tr><td>合計</td><td>5,818千円</td></tr></table>	1年以内	2,104千円	1年超	3,714千円	合計	5,818千円												
1年以内	2,104千円																								
1年超	5,818千円																								
合計	7,923千円																								
1年以内	2,104千円																								
1年超	3,714千円																								
合計	5,818千円																								

（有価証券関係）

第35期（平成19年3月31日現在）

1. 時価のある有価証券

(1) その他有価証券

① 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの

区分	取得原価（千円）	貸借対照表計上額（千円）	差額（千円）
① 株式	—	—	—
② 債券	—	—	—
③ その他	1,175,000	1,232,812	57,812
合計	1,175,000	1,232,812	57,812

② 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの

区分	取得原価（千円）	貸借対照表計上額（千円）	差額（千円）
① 株式	—	—	—
② 債券	—	—	—
③ その他	751,000	717,344	33,655
合計	751,000	717,344	33,655

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券

売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
644,052	466,914	—

3. 時価評価されていない有価証券

(1) 子会社株式及び関連会社株式

区分	貸借対照表計上額（千円）
① 子会社株式	1,169,774
② 関連会社株式	—
合計	1,169,774

(2) その他有価証券

区分	貸借対照表計上額（千円）
① 非上場株式	371,832
合計	371,832

第36期（平成20年3月31日現在）

1. 時価のある有価証券

(1) その他有価証券

① 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの

区分	取得原価（千円）	貸借対照表計上額（千円）	差額（千円）
① 株式	—	—	—
② 債券	—	—	—
③ その他	35,000	41,194	6,194
合計	35,000	41,194	6,194

② 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの

区分	取得原価（千円）	貸借対照表計上額（千円）	差額（千円）
① 株式	—	—	—
② 債券	—	—	—
③ その他	3,850,000	3,775,420	74,580
合計	3,850,000	3,775,420	74,580

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券

売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
3,864,983	70,442	121,459

3. 時価評価されていない有価証券

(1) 子会社株式及び関連会社株式

区分	貸借対照表計上額（千円）
① 子会社株式	1,169,774
② 関連会社株式	—
合計	1,169,774

(2) その他有価証券

区分	貸借対照表計上額（千円）
① 非上場株式	356,832
合計	356,832

(デリバティブ取引関係)

第35期 (平成18年4月1日～平成19年3月31日)	第36期 (平成19年4月1日～平成20年3月31日)
当社は、デリバティブ取引を全く利用しておりませんので、該当事項はありません。	同 左

(退職給付関係)

第35期 (平成18年4月1日～平成19年3月31日)	第36期 (平成19年4月1日～平成20年3月31日)
1. 採用している退職給付制度の概要 退職金規程に基づく退職一時金制度のほか、確定拠出年金制度を採用しております。 2. 退職給付債務に関する事項 退職給付債務（退職給付引当金） 575,447千円 (注) 退職給付債務の算定にあたり簡便法を採用しております。 3. 退職給付費用に関する事項 勤務費用（退職給付費用） 157,746千円 なお、当社は退職給付費用の算定にあたり簡便法を採用しております。 4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 当社は簡便法を採用しておりますので、基礎率等について記載しておりません。	1. 採用している退職給付制度の概要 退職金規程に基づく退職一時金制度のほか、確定拠出年金制度を採用しております。 2. 退職給付債務に関する事項 退職給付債務（退職給付引当金） 701,833千円 (注) 退職給付債務の算定にあたり簡便法を採用しております。 3. 退職給付費用に関する事項 勤務費用（退職給付費用） 186,719千円 なお、当社は退職給付費用の算定にあたり簡便法を採用しております。 4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 同 左

(税効果会計関係)

第35期 (平成18年4月1日～平成19年3月31日)	第36期 (平成19年4月1日～平成20年3月31日)
1. 繰延税金資産の主な原因内訳 流動資産 未払事業税 109,030 千円 賞与引当金 295,405 社会保険料 21,590 未払事業所税 4,049 その他 829 (繰延税金資産の小計) 430,906 繰延税金資産の純額 430,906 固定資産 退職給付引当金 233,631 投資有価証券 52,271 ゴルフ会員権 39,216 役員退職慰労引当金 38,143 その他 42,116 (繰延税金資産の小計) 405,379 評価性引当額 △ 91,487 (繰延税金資産の合計) 313,892 有価証券評価差額金 △ 9,807 (繰延税金負債の合計) △ 9,807 繰延税金資産の純額 304,084	1. 繰延税金資産の主な原因内訳 流動資産 未払事業税 118,450 千円 賞与引当金 355,737 社会保険料 26,640 未払事業所税 5,253 その他 9,190 (繰延税金資産の小計) 515,272 繰延税金資産の純額 515,272 固定資産 退職給付引当金 284,944 投資有価証券 40,700 ゴルフ会員権 37,190 役員退職慰労引当金 51,789 その他有価証券評価差額金 27,764 その他 18,983 (繰延税金資産の小計) 461,372 評価性引当額 △ 77,890 (繰延税金資産の合計) 383,481 繰延税金資産の純額 383,481
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別内訳 法定実効税率 40.6% (調整) 交際費等永久に損金に算入されない項目 0.8% 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 △0.1% 住民税均等割 0.1% 評価性引当額の減少 △2.2% 過年度法人税等 4.8% 特定外国子会社等課税所得 1.4% その他 △0.8% 税効果会計適用後の法人税等の負担率 44.6%	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別内訳 法定実効税率 40.6% (調整) 交際費等永久に損金に算入されない項目 0.7% 評価性引当額の減少 △0.2% 過年度法人税等 △1.5% 特定外国子会社等課税所得 3.6% 外国税額控除 △0.4% その他 0.3% 税効果会計適用後の法人税等の負担率 43.1%

(関連当事者との取引)

第35期（平成18年4月1日～平成19年3月31日）

兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (億円)	事業の 内容又は 職業	議決権 等の所有 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上の 関係				
その他の 関係 会社 の子会社	大和証券 株式会社	東京都 千代田 区	1,000	証券業	—	—	当社投資 信託に係 る事務代 行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払※1	2,157,108	未払 費用	499,526
その他の 関係 会社 の子会社	株式会社 三井住友 銀行	東京都 千代田 区	6,650	銀行業	—	—	当社投資 信託に係 る事務代 行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払※1	3,219,684	未払 費用	410,925

取引条件※1 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性格等を勘案し総合的に決定しております。

第36期（平成19年4月1日～平成20年3月31日）

兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (億円)	事業の 内容又は 職業	議決権 等の所有 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上の 関係				
その他の 関係 会社 の子会社	大和証券 株式会社	東京都 千代田 区	1,000	証券業	—	—	当社投資 信託に係 る事務代 行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払※1	3,447,678	未払 費用	486,012
その他の 関係 会社 の子会社	株式会社 三井住友 銀行	東京都 千代田 区	6,650	銀行業	—	—	当社投資 信託に係 る事務代 行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払※1	4,942,630	未払 費用	341,444

取引条件※1 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性格等を勘案し総合的に決定しております。

(1株当たり情報)

第35期 (平成18年4月1日～平成19年3月31日)		第36期 (平成19年4月1日～平成20年3月31日)	
1株当たり純資産額	3,655円01銭	1株当たり純資産額	4,251円00銭
1株当たり当期純利益	700円00銭	1株当たり当期純利益	810円26銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎

	第35期 平成18年4月1日～平成19年3月31日	第36期 平成19年4月1日～平成20年3月31日
損益計算書上の当期純利益（千円）	2,695,010	3,119,518
普通株主に帰属しない金額（千円）	—	—
普通株式に係る当期純利益（千円）	2,695,010	3,119,518
普通株式の期中平均株式数（千株）	3,850	3,850

(重要な後発事象)

第35期 (平成18年4月1日～平成19年3月31日)	第36期 (平成19年4月1日～平成20年3月31日)
該当事項はありません。	該当事項はありません。

[次へ](#)

(1) 中間貸借対照表

(単位:千円)

		当中間会計期間末 (平成20年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金		8,442,820
前払費用		152,782
未収収益		3,617,128
繰延税金資産		236,168
その他		38,108
流動資産合計		12,487,008
固定資産		
有形固定資産		
建物	※ 1	440,202
器具備品	※ 1	124,609
土地		710
建設仮勘定		7,926
有形固定資産合計		573,447
無形固定資産		353,396
投資その他の資産		
投資有価証券		3,987,629
関係会社株式		1,169,774
長期貸付金		41,683
長期差入保証金		737,340
会員権		161,517
繰延税金資産		451,668
その他		1,527
貸倒引当金		△ 70,350
投資その他の資産合計		6,480,790
固定資産合計		7,407,634
資産合計		19,894,642

(単位:千円)

当中間会計期間末 (平成20年9月30日)		
負債の部		
流動負債		
未払金	※ 2	120,217
未払費用		1,587,865
未払法人税等		729,611
前受収益		137,944
賞与引当金		357,850
役員賞与引当金		21,200
その他		19,198
流動負債合計		2,973,886
固定負債		
退職給付引当金		715,379
役員退職慰労引当金		113,982
固定負債合計		829,362
負債合計		3,803,249
純資産の部		
株主資本		
資本金		2,000,000
資本剰余金		
資本準備金		156,268
資本剰余金合計		156,268
利益剰余金		
利益準備金		343,731
その他利益剰余金		
別途積立金		1,100,000
繰越利益剰余金		12,636,450
利益剰余金合計		14,080,181
株主資本合計		16,236,450
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		△145,056
評価・換算差額等合計		△145,056
純資産合計		16,091,393

負債純資産合計		19,894,642
(2) 中間損益計算書		(単位:千円)
当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)		
営業収益		
運用受託報酬		2,319,931
委託者報酬		9,506,018
その他営業収益		11,404
営業収益計		11,837,353
営業費用		6,519,096
一般管理費	※ 1	3,105,576
営業利益		2,212,680
営業外収益		
受取配当金		16,591
受取利息		12,166
投資有価証券売却益		2,288
為替差益		10,619
雑収入		1,072
営業外収益計		42,736
営業外費用		
雑損失		4,081
営業外費用計		4,081
経常利益		2,251,335
特別利益		
賞与引当金戻入益		100,063
特別利益計		100,063
特別損失		
固定資産除却損		101
特別損失計		101
税引前中間純利益		2,351,297
法人税 住民税及び事業税		699,500
法人税等調整額		282,298
法人税等合計		981,798
中間純利益		1,369,498

(3) 中間株主資本等変動計算書

(単位:千円)

当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	
株主資本	
資本金	
前期末残高	2,000,000
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	—
当中間期末残高	2,000,000
資本剰余金	
資本準備金	
前期末残高	156,268
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	—
当中間期末残高	156,268
資本剰余金合計	
前期末残高	156,268
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	—
当中間期末残高	156,268
利益剰余金	
利益準備金	
前期末残高	343,731
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	—
当中間期末残高	343,731
その他利益剰余金	
別途積立金	
前期末残高	1,100,000
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	—
当中間期末残高	1,100,000
繰越利益剰余金	
前期末残高	12,806,951
当中間期変動額	
剰余金の配当	△1,540,000
中間純利益	1,369,498
当中間期変動額合計	△170,501
当中間期末残高	12,636,450
利益剰余金合計	
前期末残高	14,250,683
当中間期変動額	
剰余金の配当	△1,540,000
中間純利益	1,369,498
当中間期変動額合計	△170,501
当中間期末残高	14,080,181

(単位:千円)

当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	
株主資本合計	
前期末残高	16,406,951
当中間期変動額	
剰余金の配当	△1,540,000
中間純利益	1,369,498
当中間期変動額合計	△170,501
当中間期末残高	16,236,450
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
前期末残高	△40,620
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期 変動額（純額）	△104,435
当中間期変動額合計	△104,435
当中間期末残高	△145,056
評価・換算差額等合計	
前期末残高	△40,260
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期 変動額（純額）	△104,435
当中間期変動額合計	△104,435
当中間期末残高	△145,056
純資産合計	
前期末残高	16,366,330
当中間期変動額	△1,540,000
剰余金の配当	1,369,498
中間純利益	
株主資本以外の項目の当中間期 変動額（純額）	△104,435
当中間期変動額合計	△274,937
当中間期末残高	16,091,393

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
1. 資産の評価基準及び評価方法 2. 固定資産の減価償却の方法 3. 引当金の計上基準	有価証券 子会社株式及び関連会社株式…総平均法による原価法 その他有価証券 時価のあるもの…中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定） 時価のないもの…総平均法による原価法 (1) 有形固定資産 定率法。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物15年～30年、器具備品4年～15年 (2) 無形固定資産 定額法。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。 (1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 従業員賞与の支払に備えるため、将来の支給見込額のうち当中間会計期間の負担額を計上しております。 (3) 役員賞与引当金 役員賞与の支出に備えて、当事業年度における支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。 (4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、社内規定に基づく当中間会計期間末の要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績に応じて、各事業年度ごとに各人別に勤務費用が確定するためです。 (5) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支払に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく中間会計期間末要支給額を計上しております。
4. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	
リース取引に関する会計基準	
所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当中間会計期間より「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年3月30日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会 会計制度委員会）、平成19年3月30日改正））が適用されたことに伴い、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。 なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。 当該変更に伴う損益に与える影響はありません。	

注記事項

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間末（平成20年9月30日現在）	
※ 1. 有形固定資産の減価償却累計額	233,450千円
※ 2. 消費税等の取扱い	
仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「未払金」に含めて表示しております。	

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）			
※ 1. 減価償却実施額	有形固定資産	83,063千円	
	無形固定資産	57,552千円	

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

1.発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式（千株）	3,850	—	—	3,850

2.自己株式に関する事項
該当事項はありません。

3.新株予約権等に関する事項
該当事項はありません。

4.配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成20年6月20日 定時株主総会	普通株式	1,540,000千円	400円	平成20年3月31日	平成20年6月23日

（リース取引関係）

当中間会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

1. ファイナンス・リース取引

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引（通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの）

（借主側）

（1）リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額

	器具備品	合 計
取得価額相当額	4,823千円	4,823千円
減価償却累計額相当額	562千円	562千円
中間期末残高相当額	4,260千円	4,260千円

（2）未経過リース料当中間会計期間末残高相当額

1年内	907千円
1年超	3,403千円
合 計	4,311千円

（3）支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	535千円
減価償却費相当額	482千円
支払利息相当額	95千円

（4）減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法

減価償却費相当額の算定方法は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

支払利息相当額の算定方法は、リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

2. オペレーティング・リース取引

（借主側）

未経過リース料

1年以内	2,104千円
1年超	2,661千円
合 計	4,766千円

（有価証券関係）

当中間会計期間末（平成20年9月30日現在）

1. その他有価証券で時価のあるもの

（単位:千円）

区 分	取 得 原 価	中間貸借対照表計上額	差 額
① 株式	—	—	—
② その他	3,875,000	3,630,797	△244,203
合 計	3,875,000	3,630,797	△244,203

2. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間貸借対照表計上額

(1) 子会社株式及び関連会社株式

(単位:千円)

区 分	中間貸借対照表計上額
① 子会社株式	1,169,774
② 関連会社株式	—
合 計	1,169,774

(2) その他有価証券

(単位:千円)

区 分	中間貸借対照表計上額
① 非上場株式（店頭売買株式を除く）	356,832
合 計	356,832

(デリバティブ取引関係)

当中間会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）
当社は、デリバティブ取引を全く利用しておりませんので、該当事項はありません。

(持分法損益等)

当中間会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）
該当事項はありません。

(1株当たり情報)

当中間会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）
1株当たり純資産額 4,179円58銭
1株当たり中間純利益 355円71銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
（注）1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。
中間純利益 1,369,498千円
普通株主に帰属しない金額 一千円
普通株式に係る中間純利益 1,369,498千円
普通株式の期中平均株式数 3,850,000株

(重要な後発事象)

当中間会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）
該当事項はありません。

[前へ](#)

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1)自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2)運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3)通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)および(5)において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4)委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5)上記(3)および(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

- (1)定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

当社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

- (2)訴訟事件その他重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えると予想される訴訟事件等は発生していません。

委託会社の営業年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとし、営業年度末に決算を行います。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託会社

名称	資本金の額（百万円） 平成20年9月末日現在	事業の内容
住友信託銀行株式会社	287,537	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

＜参考：再信託受託会社（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）の概要＞

- 資本金：51,000百万円（平成20年9月末日現在）
- 資本構成：住友信託銀行株式会社33.3%、株式会社りそな銀行33.3%、中央三井トラスト・ホールディングス株式会社33.3%
- 事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
- 再信託の目的：原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

(2)投資顧問会社

①名称

T. ロウ・プライス・グローバル・インベストメント・サービシーズ・リミテッド
(T.Rowe Price Global Investment Services Limited)

②資本金の額

平成20年12月末日現在：4,700万米ドル（約4,278百万円）

（注）米ドルの円貨換算は、平成20年12月末日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝91.03円）によります。

③事業の内容

同社（所在地：英国ロンドン）は、米国T. ロウ・プライス・グループの運用会社です。同グループの代表的な会社であるT. ロウ・プライス・アソシエイツ・インクは、1937年に設立された会社で、グローバルに資産運用業務を行っております。T. ロウ・プライス・アソシエイツ・インクおよびT. ロウ・プライス・グローバル・インベストメント・サービシーズ・リミテッドの親会社であるT. ロウ・プライス・グループ・インクは、米国の上場会社であり、また、S & P 500インデックスの採用銘柄です。T. ロウ・プライス・グローバル・インベストメント・サービシーズ・リミテッドは、T. ロウ・プライス・グループの運用技術および調査能力を活用することができます。

(3)販売会社

名称	資本金の額（百万円） 平成20年9月末日現在	事業の内容
大和証券株式会社	100,000	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
大和証券エスエムビーシー株式会社	255,700	
株式会社筑邦銀行	8,000	銀行法に基づき、監督官庁の免許を受け銀行業を営んでいます。
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1)受託会社

ファンドの受託会社として、信託財産に属する有価証券の保管・管理・計算等およびその信託事務処理の一部の委託等を行います。

(2)投資顧問会社

委託会社より、運用の指図に関する権限の委託を受けて運用の指図および実行を行います。

(3)販売会社

日本におけるファンドの募集・販売業務、解約金・償還金、収益分配金の支払い等に関する事務等を行います。

3【資本関係】

(1)受託会社

受託会社の住友信託銀行株式会社は、ファンドの受益権の発行会社である大和住銀投信投資顧問株式会社の2.1%の株式を保有しています。

(2)投資顧問会社

T. ロウ・プライス・グローバル・インベストメント・サービシーズ・リミテッドの株式を100%保有しているT. ロウ・プライス・グループ・インクの子会社であるT. ロウ・プライス・アソシエイツ・インクの子会社のTRPH Corporationは、ファンドの受益権の発行会社である大和住銀投信投資顧問株式会社の10.0%の株式を保有しています。

(3)販売会社

大和証券株式会社および大和証券エスエムビーシー株式会社の親会社である株式会社大和証券グループ本社は、ファンドの受益権の発行会社である大和住銀投信投資顧問株式会社の44.0%の株式を保有しています。

第3【参考情報】

当計算期間において、本ファンドに係る金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類は、以下のとおり関東財務局長宛に提出しております。

書類名	提出年月日
臨時報告書	平成20年8月8日
有価証券届出書	平成20年8月27日
有価証券報告書	平成20年8月27日
臨時報告書	平成20年11月7日

独立監査人の監査報告書

平成21年1月16日

大和住銀投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指定社員 公認会計士 飯田 浩司 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 久野 佳樹 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている毎月分配 ハイクオリティ・ユーロ債券ファンドの平成20年5月28日から平成20年11月27日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、毎月分配 ハイクオリティ・ユーロ債券ファンドの平成20年11月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

大和住銀投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年6月25日

大和住銀投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指定社員 公認会計士 飯田 浩司 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 久野 佳樹 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和住銀投信投資顧問株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第36期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和住銀投信投資顧問株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※上記は、当社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成20年12月11日

大和住銀投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 飯田 浩司 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 久野 佳樹 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和住銀投信投資顧問株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第37期事業年度の中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、大和住銀投信投資顧問株式会社の平成20年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※上記は、当社が、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[前へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年7月11日

大和住銀投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指定社員 公認会計士 飯田 浩司 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている毎月分配 ハイクオリティ・ユーロ債券ファンドの平成19年11月28日から平成20年5月27日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、毎月分配 ハイクオリティ・ユーロ債券ファンドの平成20年5月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

大和住銀投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成19年6月26日

大和住銀投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指定社員 公認会計士 大東 正躬 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 飯田 浩司 印
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和住銀投信投資顧問株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第35期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和住銀投信投資顧問株式会社の平成19年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※上記は、当社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。